

# 育鵬社歴史教科書を読むー幼稚な自画自賛に引きこもって何になるー

半沢英一

## 目次

### はじめに

- 1 古墳の広まりと大和朝廷 (p 30～31) : 前方後円墳と天皇
- 2 好太王碑文の一部 (p 35) : 植民地支配時代のままの「以為臣民」解釈
- 3 聖徳太子の国づくり (p 40～41) : 「聖徳太子」と「わが国古来の信仰」
- 4 神話に見るわが国誕生の物語 (p 50～51) : 神話と歴史を混同する愚かさ
- 5 モンゴルの影響 (p 81) : 12世紀ルネサンスの母域をつぶしたモンゴル
- 6 日野富子 (p 96) : 「高利貸し」「買占め」を讃える育鵬社教科書
- 7 対外政策と朝鮮出兵 (p 111) : 文禄・慶長の役 (壬辰・丁酉倭乱) の歴史像
- 8 新しい学問・国学と蘭学 (p 144) : 本居宣長の天皇隷従思想
- 9 陸奥宗光 (p 187) : 「立憲主義」と「民主主義」の違いが分からない育鵬社教科書
- 10 日本への期待と警戒 (p 192) : 「不都合な史実」は無視する育鵬社教科書
- 11 台湾にダムをつくった八田與一 (p 193) : 産米増殖計画と嘉南平野灌漑
- 12 日中戦争 (p 229) : 山ほどの証拠を前に証拠を出せと言い続ける人々
- 13 日本の占領とアジア諸国 (p 237) : 消しても消せない「慰安婦」問題
- 14 特攻隊員の思い (p 243) : 日本軍人の特攻批判
- 15 東京裁判についてのみかた (p 256) : 日米合作劇だった東京裁判
- 16 国民とともに歩んだ昭和天皇 (p 257) : 史実に反する昭和天皇礼賛

### おわりに

### 参考文献

### はじめに

本稿の目的は、2015年に金沢市が中学校歴史教科書として採択した育鵬社『新編 新しい日本の歴史』[36] (以下「育鵬社教科書」と略称) が、史実と歴史学の成果を無視した記述に満ち、幼稚な自画自賛に引きこもったテキストであることを、いくつかの項目を選び解説することによって、誰にでも分かりやすく、かつ学問的に明らかにすることにある。

紙幅の制限により、問題のある項目すべてを解説することはできなかったが、前方後円墳と天皇が直接結びつかない理由、神話と歴史を混同できない理由を明らかにし、特に金沢市関係者のために「八田與一の台湾でのダム工事は日本帝国主義の貢献だ」といった主張が幻想であること説明するなど、育鵬社教科書への本質的な批判と対抗する立脚点の提示はできたと考える。

主な読者としてこの教科書を使用させられる先生を想定しているが、育鵬社教科書にもとりえがあると思っている人にも読んでもらい、その幻想から覚めてもらう契機になるこ

とも期待している。多くの人々の一読を願ってやまない。

## 1 古墳の広まりと大和朝廷 (p 30～31) : 前方後円墳と天皇

第1章「原始と古代の日本」第1節「日本のあけぼのと世界の文明」5「古墳の広まりと大和朝廷」に、

・・・3世紀の後半から、大和地方を中心とする西日本の各地で、王や豪族の墓として古墳をつくるようになり、巨大な前方後円墳などがあられました。・・・3世紀の中ごろには、大和地方に大きな政治勢力が存在していたと見られています。・・・この大和を中心とした勢力を大和朝廷（大和王権）とよび、その首長を大王おおきみとといいます。前方後円墳が4世紀後半には九州地方から東北地方中部までの地域でつくられていることから、大和朝廷の勢力も同じ地域に広がっていたと見られます。さらに5世紀には、世界最大規模の面積の墓である大仙古墳（仁徳天皇陵）だいせん にんとくてんのうりょうがつけられました。・・・この大和朝廷の大王が、のちの時代の天皇となっていきます。

と書かれている。また上記引用文の「世界最大規模の面積の墓である大仙古墳（仁徳天皇陵）がつけられました」（p 30）の他、「日本最大の古墳で、秦の始皇帝陵の約4倍の面積がある」（p 31）、「全長486m、高さ35m、三重の濠を含めた総面積は約46万m<sup>2</sup>という巨大な墓です」（p 31コラム）、「・・・エジプトのクフ王（前27世紀ころ）のピラミッドや秦の始皇帝陵をも上回り、墓の面積としては世界一の規模とされています」（p 33）と4回も大山古墳の大きさを書いている。

東京書籍『新しい社会 歴史』[4]（以下「東京書籍教科書」と略称）、帝国書院『社会科 中学生の歴史』[30]（以下「帝国書院教科書」と略称）といった他者の中学校歴史教科書を見ると、前方後円墳と天皇の直結をうかがわせる「大和朝廷」という言葉を避け、「大和政権」（東京書籍）あるいは「ヤマト王権」（帝国書院）という言葉を使っている。また東京書籍教科書は大仙古墳を「世界最大級の墓」[4、p 32]、帝国書院教科書は「日本で最も大きい前方後円墳」[30、巻頭p 2]と1回だけ記すにとどまっている。育鵬社教科書が前方後円墳を天皇に直結するものとし、巨大前方後円墳をその権威を象徴するものとしたことは明らかである。

たしかに前方後円墳時代後期（6世紀）の倭王の一族（「継体天皇」けいたいの子孫）が、7世紀末に成立した天皇制律令国家の王家（天皇家）につながっていることは疑えない。しかし育鵬社教科書の願望に反し、前方後円墳と天皇の間には以下列挙するような断絶がある。

① 我々が持っている（持たされている）「天皇」のイメージ「天の神の子孫が地上に降臨し、神話的過去から前方後円墳が造られた時代を通し、律令国家に至るまで断絶することなく続いた王家の王」は、前方後円墳の造営（3世紀後半～6世紀）が終わってから100年

も経った後に書かれた『古事記』[24]『日本書紀』[13]のいうことに過ぎず、それ以前の「倭王（治天下大王）」に「天皇」のイメージを重ねてよい保証はない。

② エジプトのファラオや中国の皇帝はピラミッドや皇帝陵といった墓の型式を独占しており、上級貴族にすらその墓の型式を許していない[6]。ところが前方後円墳時代では、上級貴族はおろか、地方の小共同体の首長ですら畿内の倭王と規模こそ違え同じ形式の墓（前方後円墳）で聖別されている。さらに地方小共同体の成員が「神」として祭っているのは畿内の倭王ではなく、彼らが造営した中小前方後円墳に埋葬された首長である。前方後円墳時代の倭王（治天下大王）は、神話的権威を独占した「天皇」とは異質の存在だった。

③ 『古事記』『日本書紀』の「天皇」は世襲だが、前方後円墳王権は弥生終末期の吉備や東海の勢力からなる祭祀連合王権として始まったことは考古学的に明らかであり、さらに大和で最初強かった吉備の影響（箸中山古墳や西殿塚古墳などに吉備に系譜を持つ宮山型特殊器台が伴っている）が急速に消えるなど[26]、初期の前方後円墳王権の王位が世襲だったとは思えない。前方後円墳時代初期の倭王は「天皇」と異質の存在だった。

#### 最初の巨大前方後円墳・箸中山古墳（半沢撮影）



④ 前方後円墳は大和で成立した後、4世紀段階で宮城県北部まで伝播したことが20年も前から考古学的に判明している[5]。またその伝播は8世紀に天皇制律令国家が「蝦夷」と軍事的に衝突した多賀城より北部に至っている（大崎市青塚古墳など）。『古事記』『日本書紀』の示唆する「天皇家」の勢力拡大像とまったく相反し、前方後円墳と天皇が単純に結

びつかないことを示している。

したがって「大和朝廷の大王が、のちの時代の天皇となっていきます」とはいえないし、「前方後円墳が・・・でつくられていることから、大和朝廷の勢力も同じ地域に広がっていると見られます」ともいえない。育鵬社教科書は考古学の事実に対し無知に過ぎる。

したがって前方後円墳と天皇の一体性をいわない東京書籍・帝国書院は育鵬社教科書よりはまともだが、①～④のように両者の断絶をいわないことには問題がある。その背景には日本の古代史学が、天皇制に対し腰が引けている現実があると私は思う。本稿ではこれ以上触れないが、この問題に関心を持たれた方は拙著〔47、48〕を見られたい。

## 2 好太王碑文の一部（p 35）：植民地支配時代のままの「以為臣民」解釈

1と同じ章同じ節6〔大和朝廷と東アジア〕に、「好太王碑文の一部」として、<sup>こうかいどおう</sup>広開土王碑文（好太王碑文）<sup>たくほん</sup>拓本の部分写真と、その中の一文の注釈付き読み下し「倭、辛卯の年（391年）よりこのかた、海を渡りて百<sup>ひやく</sup>残（百濟）を破り、新羅を□□し、<sup>もつ しんみん</sup>以て臣民と為す」と、解説「倭が朝鮮半島に出兵して百濟や新羅を<sup>したが</sup>従えたと書かれている」が掲げられ、それ以上の解説はない。

<sup>こうかいどおうひ</sup>広開土王碑について東京書籍教科書は「大和政権は、百濟や伽耶（任那）地域の国々と結んで、高句麗や新羅と戦ったことが、好太王（広開土王）碑に記されています」とするだけで〔4、p 33〕、帝国書院教科書は碑を取り上げてもない。

育鵬社教科書が引用する広開土王碑文の一部には不幸な過去がある。日本の朝鮮植民地支配（1910～1945）において、古代朝鮮は日本の支配下にあったとする『古事記』の「<sup>じんこうこうごうにかん くだら しらぎ</sup>神功皇后二韓（百濟・新羅）征伐神話」、『日本書紀』の「<sup>じんこうこうごうにかん</sup>神功皇后三韓（百濟・新羅・高句麗）征伐神話」と「任那日本府」記事が、植民地支配の正当化に利用されたが、その「客観的根拠」とされたのが「以て臣民と為す」碑文と、それが「倭が朝鮮半島に出兵して百濟や新羅を従えた」史実を保証するという「解釈」だった〔11、13、24、42、59〕。

しかし、碑文中の文章の性格を考えるには、それが碑文全体の文脈でどのような位置を占めるかを見極めなければならない。広開土王碑とは広開土王の子・<sup>ちやうじゆおう</sup>長寿王が父王の死後、父王の事績を顕彰するために建てた碑であり（414）、「以て臣民と為す」は碑の広開土王が行った三つの対外戦の戦果を記す段の、対南方戦（対百濟・倭）の中にある。そして三つの対外戦は、高句麗にとって望ましくないことが起こったので、広開土王が遠征するという形式で叙述されており、「以て臣民と為す」記事は望ましくないことが起こった前提部分にある。したがって、倭が百濟と新羅を「以て臣民と為す」という記述には、誇張の可能性を考えなければならないということが、現代の広開土王碑研究では定説になっている〔34、39、59〕。一方、考古学的にも4世紀初頭に倭が百濟・新羅を支配下においた痕跡はなく〔45〕、それがたしかに誇張だったことが分かる。

育鵬社教科書の広開土王碑の取り上げ方は、日本の朝鮮植民地支配への無反省と、碑文解

積の学問的進歩への無知を示しており、育鵬社教科書執筆者の時間は、朝鮮植民地支配時代で止まっているように見える。

### 3 聖徳太子の国づくり (p 40~41): 「聖徳太子」と「わが国古来の信仰」

1、2と同じ章の第2節「日本」の国の成り立ち」8「聖徳太子の国づくり」に、

聖徳太子が示した「和」を重んじる考え方や、外来の仏教を保護しながら、のちの神道につながるわが国古来の信仰も尊ぶという姿勢は、その後のわが国の伝統に大きな影響を与えました。

とある。

「聖徳太子の国づくり」はどうかと思われる記述に満ちている。その中で最も驚いたのは上に引用した「聖徳太子が示した・・・神道につながるわが国古来の信仰も尊ぶという姿勢」という一文である。

「聖徳太子」の思想を表す憲法十七条に「わが国古来の信仰」は影も形もない江戸時代後期の国学者・平田篤胤（1776~1843）が、

其は彼の十七条憲法に、篤く三宝を敬へ。三宝とは仏・法・僧なり。則ち四生の終帰、万国の極宗なり。何の世、何の人か、是の法を貴ばざる・・・とは見えたれども、総ての中に神祇の事をば一言も論へ給はず。・・・真の道の上より言はば、第一に、篤く神道を敬へ。神道は則ち四生の終帰、万国の極宗なり。何の世、何の人か、是の道を貴ばざる・・・と宣ふべきわざなり。

と激しくそれに反発したとおりである [51、p 281~2]。また「聖徳太子」関連史料や金石文のどこにも「聖徳太子」が「わが国古来の信仰」を尊んだとは書かれていない [7]。

『日本書紀』推古十五年（607）段に「推古天皇」が「神祇祭祀」（すなわち「わが国古来の信仰」）を自分の治世でも尊重するとの詔を發し、「聖徳太子」や大臣たちが神祇を祭拝したという記事があることはある [13]。黒板勝美（東大教授）はこの記事を「聖徳太子」が神祇祭祀をゆるがせにできなかった証拠とした。黒板は聖徳太子奉賛会結成の発起人の一人であり、賛同人を集めるために「聖徳太子」は「わが国古来の信仰」も尊んだという主張をせざるをえない立場にあった [38]。

しかし『日本書紀』の推古紀は仏教の記事に満ち、推古十五年の神祇祭祀記事は孤立している。したがってこの推古十五年記事は、推古紀が仏教一色になることへの後世の批判を気にした『日本書紀』編者の造作だという坂本太郎（同じく東大教授）の黒板説批判は、歴史的に妥当なものである [28、p 98~99]。黒板説は孤立説であり、仮に一説としての存在意義を認めたにしても、歴史教科書に採用すべき説でないことは明らかである。当然

ながら東京書籍・帝国書院教科書にはこんな記述はない。

育鵬社教科書は「わが国古来の信仰」が日本史を貫いていたとしたい。だから「聖徳太子」をヒーローとした以上、「聖徳太子」も「わが国古来の信仰」も尊んでいなければならない。そこで、鵬社教科書の執筆者は、どこかで見た黑板説、あるいはそれにもとづく通俗的解説を無批判に持ってきたのだろうが安直に過ぎる。

なお本稿では述べないが、推古紀が仏教記事に満ちている史料状況に対する私見は拙著 [48] に述べたので、関心のある方は参照されたい。

#### 4 神話に見るわが国誕生の物語 (p 50～51) : 神話と歴史を混同する愚かさ

3と同じ節のズームイン「神話に見るわが国誕生の物語」に、イザナギ・イザナミの国生み、スサノオのヤマタノオロチ退治、天孫降臨、神武東征、ヤマトタケルといった『古事記』『日本書紀』の神話が紹介され、

神話に書かれていることは、歴史の事実そのものとはいえませんが、当時の人々の、日本の国の成り立ちについての解釈や生活のようす、ものの考え方、感じ方を知るうえで貴重な手がかりとなっています。

と結ばれている。

東京書籍・帝国書院教科書は神話を取り上げていない。育鵬社教科書は（その内容から分かるように）戦前の天皇制回帰を目標にしている。「天皇」とは「天孫降臨」「神武東征」といった神話で権威づけられた存在であり [13、24]、育鵬社教科書の究極の願望は神話を歴史の上に置くことにあるはずだ。しかし情報化された現代でいきなりそういうことはできないので、神話について素朴な容認論を述べるにとどめている。けれども神話とは「歴史の事実そのものとはいえませんが、当時の人々の、日本の国の成り立ちについての解釈や生活のようす、ものの考え方、感じ方を知るうえで貴重な手がかり」と牧歌的に総括できるようなものではない。その理由を二つだけ挙げておく。

- ① 神話は「漂流」し、「漂流」の過程で「変形」[膨張]し、他の神話と「野合」する。育鵬社教科書に名前だけ出てくる海幸・山幸神話は、失われた釣り針を水中に赴いて取り戻してくる話だが、同様の神話が太平洋全域とその周辺に広く分布していることはよく知られている [16、p 168～175]。またメソポタミア文明の『ギルガメッシュ叙事詩』などにある箱舟神話が「ヘブライ語聖書（旧約聖書）」では多神教世界の背景を捨て一神教世界の「ノアの箱舟」神話に変形・転用されていることもよく知られている [35、58]。漂流物は漂着地の「ものの考え方、感じ方」の「貴重な手がかり」にはならないはずだ。
- ② 神話はそれをまとめた集団の「願望の過去」である。前に述べたように神功皇后神話は、朝鮮が日本の属国だったことにしたい倭王権の「願望の過去」だった。「日本の国の成り立

ちについての解釈」ではなく「日本の国の成り立ちについての願望」であり、育鵬社教科書の記述のように牧歌的なものでなく、生臭い政治的産物だった。天皇家が、神話的過去から断絶することなく続いているという『古事記』『日本書紀』の主張も、両書を編纂した天皇家の「願望の過去」に過ぎない。

今日では有名な「約束の地」神話や「トロイア戦争」神話なども、考古学より史実ではなかったことが判明している [1、14]。教育で神話が語られるときは、神話と歴史を混同する愚かさも教えられねばならない。

## 5 モンゴルの影響 (p 81) : 12世紀ルネサンスの母域をつぶしたモンゴル

第2章「中世の日本」第1節「武家政治の成立」このころ世界は②「ユーラシアを一つにしたモンゴル」に、

世界の歴史上、最大の領土をもった国、それがモンゴル帝国です。草原の遊牧民であったモンゴル人はその強大な軍事力や組織力で各方面に支配地を広げていきました。その広さは日本の100倍以上、ユーラシア大陸の大半を占めるほどでした。この大領土の出現によって東西の文化交流がうながされたのです。西アジアのイスラム教が中国に伝えられたり、中国で発明されたとされる火薬や印刷術がヨーロッパに伝えられたりしました。

と書かれている。

東京書籍・帝国書院教科書では、ともに2ページだけ割かれている「モンゴル帝国」が[4、p 68～69][30、p 60～61]、育鵬社教科書では4ページにわたって述べられている。前から感じていたことだが日本の歴史修正主義者はモンゴル帝国が好きなようだ。「世界の歴史上、最大の領土」とか「強大な軍事力や組織力」といった形容が単純な心象風景に合うだけでなく、大日本帝国の侵略を正当化するのに「モンゴル帝国の世界史的意義」が利用できそうだという思惑もあるに違いない。上の引用文でもモンゴル帝国が人類の文化の発展に肯定的な貢献しかなかったような記述になっている。

しかしモンゴル帝国の征服が最初期(チンギス・ハーンの時代)において残酷な大量虐殺を伴ったことはよく知られている。育鵬社教科書の大量虐殺に対する無感覚を問わないにしても、モンゴル帝国の人類文化に対する影響を「この大領土の出現によって東西の文化交流がうながされた」といった「帝国の広さ」だけで評価してよいのだろうか。

現代の人類の文明は、力学・電磁気学・量子力学・分子生物学などの自然科学によって支えられている。身近にあるGPS(Global Positioning System)はアインシュタインの一般相対性理論(時空が物質によって歪む)に基づいて計算されている。そういう社会にわれわれは生きている。その自然科学は近代西欧を揺籃の地とした(ガリレオ、ニュートンなど)。

そして近代西欧における自然科学の成立を可能にしたのは古代ギリシャ文明の知的遺産だった（ユークリッド、アルキメデスなど）。

しかし西欧の前身となった西ローマ帝国は、古代ギリシャ文明からユークリッドやアルキメデスを継承できず、西欧は自前の文化の中にユークリッドやアルキメデスを持たなかった。それらは12世紀にアラビア世界から輸入されたものである。このアラビアから西欧への文化移入を「12世紀ルネサンス」と呼ぶ。「12世紀ルネサンス」を日本に紹介された伊東俊太郎氏は、

我々は、西欧文明というと、ユークリッドやアルキメデスや、アリストテレスくらいは、はじめから知っていた、早くからギリシア科学、ギリシア文明はヨーロッパに入っていたらと、と思いがちなんですね。・・・とんでもないことで、そのところに、実は大きな断絶があるのです。・・・

・・・

そして十二世紀になって、西欧はアラビア、ビザンティンを介して、こういうギリシアの第一級の学術とはじめて出会うわけです。・・・十二世紀になってはじめて、彼らはアラビア語を一生懸命勉強して、・・・そこでギリシアやアラビアの進んだ学術の成果をわがものとし、その後の発展の知的基盤を獲得するということになったのです。

この構造は、ちょうど幕末から明治にかけて、日本が西欧の学術をオランダ語や英語から訳して受け入れ、そしてその後の発展の基盤をつくったのとまったく同様に、これは完全にパラレルな現象だと思います。

とされている [9、p 22～23]。

12世紀のアラビア世界は世界に圧倒的な学術的優位を誇っていた。ではその優位はその後どこに消えてしまったのか。12世紀直後の13世紀初めにアラビア世界を襲ったのはチンギス・ハーンによるホラズム国（中央アジアのイスラム大国）の征服だった。ブハラ、サマルカンド（ともに現ウズベキスタン）といった繁栄した文化都市が、文字どおり壊滅した [55]。伊東俊太郎氏は、

また「大学の成立」も、ひょっとしたらアラビアから刺激を受けたのではないかと私は推測しています。大学の先駆形態はもっと前にアラビア世界にありました。一番早いのは十世紀にブハラに出来たものでしょう。・・・そこは当時決して辺境ではなく、文化の中心地でした。

とされている [9、p 47]。モンゴルは「12世紀ルネサンス」の母域、アラビア文化の中心地を破壊したのだ。一方、西欧は（チンギス・ハーンの孫、フビライの従兄バトの侵略を受けたが）モンゴルの蹂躪じゆうりんをまぬがかろうじて免れた。

こういったことを考えると、モンゴルの征服が人類の文化に及ぼした負の影響は、「東西の文化交流をうながした」ことと相殺できるものではありえない。「帝国の広さ」だけで喜んでいる育鵬社教科書の歴史意識は幼稚に過ぎる。

## 6 日野富子 (p 96) : 「高利貸し」「買占め」を讃える育鵬社教科書

5と同じ章の第2節「武家政治の動き」「なでしこ日本史その2」に、<sup>しずかごぜん</sup>静御前、北条政子と並んで日野富子(1440~1496)が挙げられ、日野富子については「東山文化を支えた経済感覚」というサブタイトルのもとに

日野富子は、8代将軍足利義政の妻です。富子とのあいだに跡継ぎのなかった義政は、弟の<sup>よしみ</sup>義視を次の将軍にしようと決めました。

ところがその翌年、富子が男の子(<sup>よしひさ</sup>義尚)を産むと、次の将軍をめぐる対立はそれぞれの後見人となった有力守護大名にもおよび、京都を焼け野原と化す<sup>おうにん</sup>応仁の乱が幕をあけることになりました。

その間、富子は高利貸しや米の買占め、関所による通行税収入などで大変な利益を築きました。その財は御所の修理や、「源氏物語」の研究・普及にも使われました。

義政が銀閣をはじめとする趣味に没頭できたのは、抜群の経済感覚をもっていた富子の<sup>しゅわん</sup>手腕に負うところが大きいといえるでしょう。

とされている。

育鵬社教科書はおかしな記述に満ちている。<sup>おうにん ぶんめい</sup>応仁・文明の乱(1467~1477)の<sup>ほつたん</sup>発端は畠山家の相続問題であり「次の将軍をめぐる対立はそれぞれの後見人となった有力守護大名にもおよび」始まったわけではない。<sup>よしみ よしひさ</sup>義視も<sup>よしひさ</sup>義尚の母・富子も当初は<sup>よしみ</sup>義視の後見人である細川勝元ひきいる東軍に属し、後に<sup>よしみ</sup>義視は<sup>よしひさ</sup>義尚の後見人である<sup>やまなそうぜん</sup>山名宗全の西軍に走った[29]。<sup>さくそう</sup>応仁・文明の乱は非常に<sup>あき</sup>錯綜した事件だが、その具体的状況が育鵬社教科書の執筆者の頭には入っていないようだ(そういう人に教科書を書いてほしくない)。「次の将軍をめぐる対立は・・・」という文章は教科書に書かれるべきものではない。

記述のおかしさとは別に、日野富子の「高利貸し」「買占め」などの利殖活動を、「東山文化を支えた」などと讃えているのには<sup>あき</sup>呆れてしまった。「高利貸し」「買占め」は(他者の苦痛のもとに自己の利益を得るのだから)人間として<sup>ほ</sup>褒められた行為ではないと一般に思われている。桜井英治氏(北海道大学准教授)は日野富子について、

日野富子というと、世の乱れを顧みずひたすら蓄財にいそしんでいた女性としてとかく評判が悪い。なるほど<sup>あき</sup>応仁・文明の乱中にも富子は莫大な米銭を蓄え、大名らに高利で貸し付けたり、米の投機的商売に手を染めるなど、旺盛な利殖活動を展開していた。八〇年九月に徳政一揆が蜂起したときには、富子は土倉に収蔵されている自分の財物

を守るために一揆の弾圧に全力をあげたといわれる。またこれ以前、幕府は内裏修理料の名目で京都七口ななくちに関所を設置していたが、その収益は御所の修理にはまったく遣われず、すべてが富子の収入になっていたという。これらの関所は怒った民衆の手で同年十月にすべて焼き払われている。

と書かれている [29、p 339～340]。桜井氏によれば、育鵬社教科書の「御所の修理・・・使われました」という記述も虚偽となる（育鵬社教科書とはいったい何なのか）。だがここで確認されるべきは日野富子という人物が、人民の窮状きゆうじょう（京都は焼け野原になっている）に同情せず自分の利害に執着する人物だったということだ。こういう人物を一般に「ガリガリ亡者」と呼ぶ。

育鵬社教科書は一連の国家主義的・新自由主義的教育政策の一環としてある。新自由主義とは利潤がすべてという「ガリガリ亡者」の思想であり、日野富子礼賛記事は、育鵬社教科書が国家主義だけでなく新自由主義のテキストでもあることを示している。

## 7 対外政策と朝鮮出兵（p 111）：文禄・慶長の役（壬辰・丁酉倭乱）の歴史像

第3章「近世の日本」第2節「信長・秀吉の全国統一」28「豊臣秀吉の政治と外国」の「対外政策と朝鮮出兵」という項に、

1592（文禄元）ぶんろくがん年、秀吉は明への案内役を断った朝鮮に15万あまりの大軍を送りました。軍勢は、一時は首都・漢城かんじょう（現在のソウル）を占領し朝鮮北部にまで進撃しました。しかし、李舜臣りしゆんしんの率いる朝鮮水軍に敗れ、明の援軍も参戦して戦局が不利になると、明との講話をはかり、兵の一部をひきあげました（文禄の役）。

とある。

くり返しになるが育鵬社教科書にはおかしな記述が多い。文禄・慶長の役ぶんろく けいちょう（イムジン・チョンニウ倭乱ウエラン、1592～1593、1597～1598）における日本の敗退理由を、「李舜臣の率いる朝鮮水軍に敗れ、明の援軍も参戦して」としているが、これでは日本の侵略に立ち向かった朝鮮の勢力は李舜臣イヌンシンの率いる朝鮮水軍だけということになる。

李舜臣という人が（陰謀で失脚していた時期に壊滅した朝鮮水軍のわずかな残存戦力で、潮流の変化を利用し十倍以上の日本水軍を撃破した鳴梁海峡ミョルリヤンの戦勝などから）稀世きせいの名将であり、この人が連戦連勝することによって朝鮮人民の士気を鼓舞し、日本軍の兵站べいたんをおびやかすことで、朝鮮が日本の侵略に耐えきることに大きく貢献したことは、これを疑うことができない [8、21、60]。しかし侵略軍との主戦場は海上ではなく朝鮮領土だった。また明の援軍は必ずしも頼りになる存在ではなかった。朝鮮の官兵による抵抗が崩壊した後、日本軍に立ち向かったのは各地に立ち上がった義兵であり、彼らこそ領土防衛の主勢力であった [21、60]。執筆者の頭の中に文禄・慶長の役（壬辰・丁酉倭乱）の具体的状

況が入っていないか、執筆者が「抗日義兵」に生理的拒否感を持ったかのどちらかと思われる。いずれにせよ、そういう人たちが教科書を書いてはいけないと思う。

## 8 新しい学問・国学と蘭学 (p 144) : 本居宣長の天皇隷従思想

7と同じ章の第5節「幕府政治の改革」42「新しい学問と思想の動き」に、

本居宣長は、『古事記』を研究して『古事記伝』をあらわすなど、儒教や仏教が伝来する以前の、日本<sup>こらい</sup>古来の姿を学ぼうとする国学を確立しました。国学では、日本の皇室が建国からとぎれずに続いていること(万世一系<sup>ばんせいいつけい</sup>)は、日本が他国よりすぐれている点だと考えられ、こうした考えは幕末の尊王攘夷<sup>そんのうじょうい</sup>運動にも影響を与えました。

と書かれている。

『古事記』は前方後円墳の造営が終わってから100年も経った後に、その時点での王家を権威づけるため書かれた「願望の過去」の表現であり、それ以前の時代を史実に即して書いたものでないことは先に述べた。『古事記』で「日本古来の姿」が学べるとか、「日本の皇室が建国からとぎれずに続いている」といったことは、宣長<sup>のりなが</sup>の幻想に過ぎない。

さらに宣長は主著『古事記伝』で、育鵬社教科書の「日本の皇室が建国からとぎれずに続いていること(万世一系)は、日本が他国よりすぐれている」といった微温的<sup>びおんてき</sup>主張ではなく、

大御神<sup>おおみかみ</sup>の大命<sup>おおみこと</sup>にも、天皇悪く坐<sup>あし</sup>まさば、莫<sup>な</sup>まつろひそとは詔<sup>のり</sup>たまはずあれば・・・  
善悪<sup>よきあし</sup>き御<sup>み</sup>うへの論<sup>あげつら</sup>ひをすてて、ひたぶるに畏<sup>かしこ</sup>み敬<sup>うやま</sup>ひ奉<sup>まつろ</sup>仕<sup>ふ</sup>ぞ、まことの道<sup>みち</sup>には有<sup>あり</sup>ける。

つまり、天皇が善かろうが悪かろうが絶対的に服従すべきと言いきっている[57、第1巻 p 63]。現代日本において、これほどの天皇隷従思想に共感する人は多くないだろう(天皇制とはそういうものなのだが)。

育鵬社教科書の宣長思想の記述は、絶対天皇制の復活を目指す育鵬社教科書の本音が、ソフトな外見の下から顔を出したものである。

## 9 陸奥宗光 (p 187) : 「立憲主義」と「民主主義」の違いが分からない育鵬社教科書

第4章「近代の日本と世界」第3節「アジア最初の立憲国家・日本」56「不平等条約の改正への努力」に、「人物クローズアップ」として陸奥宗光<sup>むつおねみつ</sup>が取り上げられ、

陸奥宗光は、明治を代表する外交官、政治家、政治思想家でした。

19世紀、一步踏<sup>ふ</sup>み外<sup>はず</sup>せば植<sup>うゑ</sup>民<sup>みん</sup>地に転落しかねない帝国主義のまっただ中であって、陸奥は、日清戦争を外交面から指導し、勝利へと導きました。

・・・

しかし、陸奥の最終目的は民主主義の達成でした。陸奥は、死のまぎわに、日清戦争の功績などにはふれもせず、「自分の願うところは条約の改正と憲政の完備にあった。前者はすでに成功したが、後者はまだその半ばまでもいっていない」と、友人にもらしたといっています。

と書かれている。

この文章だと日清戦争は、日本を植民地にしないための戦争のように見える。しかし日清戦争は朝鮮の支配権を日本と清が争った戦争であり、勝った日本は台湾を清から奪い植民地とし、アジア唯一の帝国主義国家となった[46]。その経過は陸奥自身が著書『蹇蹇録』[56]に端的に書いている。日清戦争は植民地にならないための戦争ではなく、植民地を獲得するための戦争だったことを歴史自身が証言している。育鵬社教科書は歴史修正主義のテキストである。

それを問わないにしても「陸奥の最終目的は民主主義の達成」という文章には思わずのけぞってしまった。そもそもこの文章自体に矛盾がある。ここで陸奥が懸案としているのは「立憲主義」である。「立憲主義」は「憲法を制定し、それに従って統治するという政治の在り方」、「民主主義」は「権力は人民に由来し、権力を人民が行使するという考えとその政治形態」(広辞苑)である。「立憲主義」と「民主主義」は、安定した民主主義は立憲主義を必要とするといった関係はあるにせよ、異なる概念である。陸奥の立憲主義の対象は大日本帝国憲法であり、それは民主主義的な憲法ではなかった[10]。これは意図的な言葉の詐術というより(例によって)執筆者の無教養と感じられるが、いずれにせよ「立憲主義」と「民主主義」を混同するテキストに教科書の資格はない。

陸奥宗光の「日清戦争を外交面から指導」した内容は、清との開戦前に武力で朝鮮王宮を占領させたこと[41]、日清戦争中に日本軍が犯した旅順虐殺を欧米の新聞から隠匿する工作を行ったこと[12]、日清戦争後、日本の支配に抵抗する朝鮮の王妃を日本人暴徒によって殺害させたこと[23]といったものである。陸奥宗光とは日本帝国主義の誕生に暗い影を背負ってかかわった人間であり、「最終目的は民主主義の達成」などという形容が似合う人物ではなかった。育鵬社教科書のセールスポイントの一つが人物本位の歴史だというが、取り上げる人物への歴史的把握はお粗末なものである。

## 10 日本への期待と警戒 (p 192): 「不都合な史実」は無視する育鵬社教科書

9と同じ節の59「国際的地位の向上と韓国併合」に、「日本への期待と警戒」として、

幕末以来、わが国の指導者や国民には、欧米列強の植民地にされるという根強い危機感がありました。しかしこの危機感は、日露戦争の勝利で解消し、欧米列強と並ぶ国になったという安心感と自信が生まれました。

また、同じ有色民族が、世界最大の陸軍国・ロシアを打ち破ったという事実は、列強

の圧迫や、植民地支配の苦しみにあえいでいたアジア・アフリカの民族に、独立への希望をあたえました。インド独立の父ネルーや、中国革命の指導者孫文<sup>そんぶん</sup>は、日本の勝利がアジア諸国へあたえた感動について語っています。・・・

その反面、ヨーロッパでは、かつてモンゴル帝国がヨーロッパに侵入したように、黄色人種によって白人優位の体制が揺るがされるのではないかという黄禍論<sup>こうかりん</sup>が広がりました。また、アメリカの世論も、日本に対する警戒感を強めました。

とある。

これは夢物語である。日露戦争で植民地にされる危険を脱したというが、日本は10年前の日清戦争で台湾を植民地とし帝国主義列強の仲間入りを果たしていることは前項に述べた。日露戦争は日本とロシアが朝鮮の支配をめぐる戦った帝国主義国家間の戦争であり、その勝利によって日本は朝鮮を植民地にできた。日露戦争が日本の植民地にならないための戦争だというのは史実に反する。また、日露戦争の勝利にアジア人は期待し、欧米人は警戒したという単純な二元論が述べられているが、日本の支配に抵抗した台湾のアジア人や、亡国を目前にした朝鮮のアジア人が日本に期待したはずがない。

しかし、ここで最も批判されるべきは「インド独立の父ネルーや、中国革命の指導者孫文は、日本の勝利がアジア諸国へあたえた感動について語っています」という一文だ。他社の教科書を見ると、東京書籍教科書は孫文について、

しかし、辛亥革命後は、列強の一員になった日本の、中国への政策を批判するようになりまし

た。孫文は日本に対して、欧米のような「霸道<sup>はどう</sup>（侵略の道）」をとらず、アジアの民族を解放するための「王道」にもどるよう求めました。

と述べ [4、p 167]、また帝国書院教科書は孫文について、

しかし、日本が朝鮮や中国へ侵略する政策を進めると、孫文は、日本はヨーロッパの侵略者側にたつのか、アジアの圧迫された者の側にたつのか、と日本の立場に疑問を投げかけました。

と述べ [30、p 179]、さらにネルーについてはその著書 [31、p 181] から、

日本のロシアに対する勝利がどれほどアジアの諸国民をよろこばせ、こおどりさせたかを、われわれはみた。ところが、その直後の成果は、少数の侵略的帝国主義諸国のグループに、もう一国をつけくわえたというにすぎなかった。そのにがい結果を、まず最初になめたのは、朝鮮であった。・・・

という文章を引用している [30、p179]。つまり育鵬社教科書は「ネルーや孫文が最初は日露戦争での日本の勝利に感動したが後の日本の動きで見解を変えた」という「不都合な史実」を無視しているのだ。

他社の教科書に載っているのだから知らなかったとの言い訳はできない。これは執筆者の学識というより人間性の問題である。育鵬社教科書は人間性が疑われる歴史修正主義者によって書かれたテキストである。

## 11 台湾にダムをつくった八田與一 (p193) : 産米増殖計画と嘉南平野灌漑

10と同じ項の「人物クローズアップ」に「台湾にダムをつくった八田與一」として、

八田與一は日本統治時代の台湾に足跡を残した土木技師です。現在の金沢市(石川県)に生まれた八田は東京帝国大学卒業後、台湾総督府に赴任し、干ばつと浸水(洪水)を繰り返していた嘉南平野の灌漑事業に着手しました。それは大型機械と最新の工法でダムと水路を築くという大事業でした。

工事は困難をきわめ、多くの死者を出す事故もおきました。しかし、それらを乗り越えて、10年後の1930(昭和5)年、烏山頭ダムが完成しました。

この東洋一の巨大ダムと1万6000kmにおよぶ水路によって、平野は台湾最大の穀倉地帯に生まれ変わりました。

とあり、さらに「現地につくられた銅像と墓」の写真が掲げられている。

今日の日本で「八田與一」が発するメッセージとは「植民地支配にも良いところはあった」ということであり、そのメッセージにより「八田與一」は「帝国主義の免罪符」「歴史修正主義への入り口」として利用されている。育鵬社教科書が八田與一を取り上げた理由もそこにある。東京書籍・帝国書院教科書は八田與一を取り上げていない。

特に八田與一の故郷・金沢市では、今町の八田家に「八田與一技師生誕地」の石碑が建てられている他に、市立ふるさと偉人館の八田與一コーナーには台湾要人からの感謝状や現地墓前祭の写真が掲げられ、彼を礼賛する評伝[27、53]、絵本[54]、漫画[22]、DVDが展示・販売されている。「植民地支配にも良いところはあった」という主張は「八田與一は台湾のためにダムをつくった」という主張と不可分だが、絵本[54、p34]には「60万人の農民を救うことができたのでした」と実際にそう思わせる表現が見られる。

しかし当たり前のことだが、植民地支配は植民地人民の福祉が目的ではなく、宗主国の利益のためになされる。嘉南平野灌漑工事の予算が日本の帝国会議を通過したのは1920年のことであり、同年、日本のもう一つの植民地だった朝鮮に対し産米増殖計画が立案された[42、53]。ともにその2年前の米騒動(1918)で露わになった帝国本土での米不足への対応策だった。八田與一のダム工事は植民地・台湾のためではなく、宗主国・日

本のために始められた。そのことは台湾総督府が出した報告「台湾米穀要覧」（ネット上に公開されている）から確認できる。その資料から涂照彦氏が造った1926年から1938年までの表〔40、p41〕に、そこでの数値から計算できる台湾米の1926年と比較した生産増大量、日本への輸出増大量、およびその二つの差を付加した表を下に掲げる。

1926～1938年の台湾米生産量と対日輸出量（単位は千石＝約180k1）

年	米生産量	対日輸出量	生産増大量	輸出増大量	生産増大量 －輸出増大量
1926	6214	2187	0	0	0
1927	6899	2638	685	451	234
1928	6795	2431	581	244	337
1929	6481	2254	267	67	200
1930	7371	2165	1157	-22	1179
1931	7480	2699	1266	512	754
1932	8949	3419	2735	1232	1503
1933	8362	4217	2148	2030	118
1934	9089	5124	2875	2937	-62
1935	9122	4511	2908	2324	584
1936	9558	4624	3344	2437	907
1937	9233	4856	3019	2669	350
1938	9817	4971	3603	2784	819

この表を見ると、台湾の米の生産量は1930年度以降、急激に増大しており、最終的には300万石以上の増収となっている（金沢百万石に比較すれば増大の規模が実感できよう）。1930年までの増大量が100万石を超えないことを考えれば、この増大が嘉南平野灌漑の結果であることは明らかである。その増産された米はどこにいったのか。生産の増大に対応して日本への輸出量が増大していること、増産された米が、どれだけ台湾に残ったかを示す表右端「生産増大量－輸出増大量」が100万石を超えず、1934年度にはマイナスにすらなっている事実は、増産された米が、ほとんど日本本土へ輸出されたことを示している。嘉南平野灌漑事業は、植民地台湾人民のためになされたわけではなく、宗主国・日本本土のためになされた事業だという当たり前のことが数字からも確認できる。

台湾の人々が八田与一の事業に対して示す「八田與一は台湾のためにダムを造った」という「感謝の念」にも混乱がある。烏山頭ダムなどの嘉南平野灌漑システムは台湾のものと現在になっているが、それは大日本帝国がアジア・太平洋戦争の敗北により崩壊し、台湾が独立した結果もたらされたもので、日本が台湾人民に善意で与えたわけではない。台湾の人々の

混乱した歴史認識の背景には複雑な台湾現代史がある。植民地支配から解放された台湾は、1949年、国共内戦に敗れ台湾に逃れてきた国民党政権の支配下に入ったが、それは先住台湾人民にとって過酷な<sup>かこく</sup>ものだった。ようやく1987年に38年間におよんだ戒厳令が解除され、自由化の中で過去の歴史が語られるようになったが、今でもその傷跡は歴史認識の上に残っている。台湾の歴史家・周婉窈<sup>しゅうわんよう</sup>氏は、

現在に至るまで、台湾人元日本兵や看護婦の中には、あの「大東亜戦争は聖戦であった」と考える人たちもいる。私たちは、こうしたことを歴史が生み出した結果であると理解することができる。彼らの歴史的記憶は、90年代に至るまで、ある意味で封印されていたのだ。戦後、彼らは日本人と一緒に戦争を反省する機会がなかった。

と書かれている [32、p 258]。台湾の人々の八田與一への「感謝の念」から「日本の植民地支配が台湾のためになった」とはいえないのである。

#### 八田與一が造った烏山頭ダム（半沢撮影）



12 日中戦争 (p 229) : 山ほどの証拠を前に証拠を出せと言い続ける人々  
第5章「二度の世界大戦と日本」第2節 [第二次世界大戦終結までの日本と世界] 71

「日中戦争（支那事変）」に、「1937（昭和12）年・・・わが国と中国は全面戦争に突入していきました（日中戦争）。日本軍は12月に首都・南京を占領しましたが・・・」とあり、

「首都・南京を占領」の注として、

このとき、日本軍によって、中国の軍民に多数の死傷者が出た（南京事件）。この事件の犠牲者数などの実態については、さまざまな見解があり、今日でも論争が続いている。

とされている。

「南京事件」とは、功名心かられた無能な指揮官（松井石根）に率いられ、軍紀が弛緩し兵站を持たない20万もの日本軍が、日本も1911年に批准したハーグ陸戦条約〔17、p702～704〕に違反して捕虜を大量殺害し（食料を持っていないから収容できない）、さらに一般人民を多数殺害、女性を多数強姦した事件で「南京大虐殺」と一般的に呼ばれている〔19、20、43、52〕。

東京書籍・帝国書院教科書はともに本文で南京事件を取り上げ、東京書籍は「南京大虐殺」〔4、p204〕、帝国書院教科書は「南京虐殺事件」という言葉を使っている〔30、p208〕。また両教科書とも日本軍が中国人を殺害したと明記している。一方、育鵬社教科書は本文ではなく傍注で扱い「虐殺」という言葉を使わず、「日本軍によって、中国の軍民に多数の死傷者が出た」と他人事のような書き方をしている。育鵬社教科書が、できれば南京事件をなかったことにしているのは明らかである。

しかし南京事件は上に述べたように「中国の軍民に多数の死傷者が出た」などという生易しい事件ではなかった。また「犠牲者数などの実態」の「さまざまな見解」とは、「30万人」や（南京軍事法廷）「20万人以上」（東京裁判、日本学界の通説）といった数字に難癖をつけることによって、南京大虐殺自体を否定できると勘違いしている卑怯な思考停止の衝動に過ぎない。だから「今日でも論争が続いている」という表現は実態に合わず、「今日でもデマゴギーと、大量の史料・証言に裏付けられた歴史学の結論との闘いが続けられている」とされるべきである。

南京大虐殺については山のような証拠がある〔19、20、43、52〕。ここでそれを列挙する紙幅はないが、第16師団（京都）の師団長・中島今朝吾中将の、南京陥落直後（1937年12月13日）の日記から、

だいたい捕虜はせぬ方針なれば、片端よりこれを片することなしたる（れ）ども・・・後にいたりて知るところによりて、佐々木部隊だけにて処理せしもの約一万五千、大平門（太平門）における守備の一中隊が処理せしもの約一三〇〇、その仙鶴門付近に集結したるもの約七、八千人あり・・・

という部分 [20、p 154～155]、また第13師団山田支隊（仙台）一兵士の南京占領直後の日記から、

[十二月] 十六日・・・捕虜兵約三千を揚子江岸に引率し之を射殺す・・・

[十二月] 十七日・・・午後晴れの南京入城式に参加・・・夕方漸く帰り直ちに捕虜兵の処分に加わり出発す、二万以上の事とて終に大失態に会ひ友軍にも多数死傷者を出してしまった・・・

とした部分 [19、p 134] ぐらいは引用しておこう。

山のような証拠があるのに証拠を出せと言い続ける人が多数を占める状況は、日本の歴史修正主義だけでなくアメリカの反進化論運動でも見られる。著名な進化論解説者リチャード・ドーキンス氏と、「アメリカを憂う女性」会長ウェンディ・ライト氏の「討論」では、

ウェンディ　・・・もし実際に進化論の証拠があるのなら、挿絵のなかだけでなく、博物館に展示されているはずじゃないですか。

リチャード　たったいま、アウストラロピテクス、ホモ・ハビリス、ホモ・エレクトゥス、ホモ・サピエンス・・・についてお話したばかりじゃないですか・・・

ウェンディ　あなたがたはまだ、物質的な証拠を欠いているのよ。だから・・・

リチャード　物質的な証拠はそこにありますよ。博物館に行ってご覧なさい。・・・なぜあなたがたは、ちゃんと証拠を出しているのに、「証拠を出せ」と言い続けるのですか？　博物館へ行って見てきてください。

といったやりとりが延々と続く [64、p 300～301]。人類とは、「山のような証拠を前に証拠を出せと言い続ける（続けられる）人々」が、ある割合で存在する生物種であることを、心ある人びとは覚悟すべきと私は思う。育鵬社教科書もそういった人々の産み出したものである。

### 13 日本の占領とアジア諸国 (p 237) : 消しても消せない「慰安婦」問題

12と同じ節の75「日本軍の進出とアジア諸国」に「日本の占領とアジア諸国」として、

中国や東南アジアなど日本軍が進攻した地域では、兵士や民衆に多くの犠牲者が出ました。インドネシアでは、日本語教育や神社参拝を強いたことに対する反発もありました。フィリピンでは、アメリカと結んでゲリラ活動を行う勢力に日本軍はきびしい対応をとり、多くの一般市民も犠牲となりました。連合軍の反攻がはげしくなると、物資や労働力の確保を優先する日本軍によって、現地の人々が過酷な労働をさせられることもしばしばありました。

欧米諸国による支配からの独立を求めていたこれらの植民地は、戦争が終わった後、十数年のあいだに次々と自力で独立を勝ちとっていきました。

とある。

これは姑息<sup>こそく</sup>な文章である。「日本軍が進攻した地域」ではなく「日本軍が侵略した地域」とすべきである。また日本軍の責任を他人事のようにいう「日本軍はきびしい対応をとり、多くの一般市民も犠牲となりました」ではなく「日本軍はきびしい対応をとり、多くの一般市民を犠牲にしました」とし、「日本軍によって、現地の人々が過酷な労働をさせられることもしばしばありました」ではなく、「日本軍は、現地の人々に過酷な労働をしばしばさせました」とすべきである。さらに「欧米諸国による支配からの独立を求めていたこれらの植民地」ではなく、「欧米諸国による支配と、新たな日本の占領からの独立を求めていたこれらの植民地」とすべきである。こんな言葉のごまかしで歴史教育をされてはかなわない。

しかしここにはより重要な問題がある。本稿の他の項目とはちがって、書かれていることではなく書かれていないことに問題がある。ここにも、また育鵬社教科書のどこにも、さらには東京書籍・帝国書院教科書のどこにも、「従軍慰安婦」の記述がないことである。育鵬社教科書はともかく、他教科書の場合は教科書検定制度が問題となる。日本の歴史修正主義の問題は育鵬社教科書に限らないことも確認しておきたい。

それはともあれ「日本の占領とアジア諸国」には、

太平洋戦争に突入し、戦争が拡大するにつれて「慰安婦」が足りなくなると、フィリッピン、インドネシア、ビルマ、マレーシア、東ティモール、パプア・ニューギニアなど、日本軍が占領した地域の女性たちが拉致<sup>らち</sup>されたり、日本軍に命じられた日本軍協力者や村長などによって地元の慰安所に連れていかれました。インドネシアでは抑留所に収容されていたオランダ人女性も「慰安婦」にされました。・・・また、中国やフィリッピンなど抗日活動が活発だった地域では、抗日派の女性や妻、娘が拉致され、見せしめと情報収集のために性拷問や輪かんの対象になりました。・・・

といった史実があった [2、p 21]。

「従軍慰安婦」についても南京大虐殺と同様に山ほどの証拠がある [2、62、63]。ここでは有名なスマラン事件のオランダ人被害者ジャンヌ・オフエルネさん（当時21歳）の体験談（部分）のみを引用する。オフエルネさんはジャワ島スマラン近くの砂糖農園の裕福な家庭に生まれた。日本軍の占領後、強制的に入れられた収容所に日本軍将校がやってきて（1944年2月）「17歳以上の独身の女性は整列しろ」と命令し、そこから選別した女性をスマランの慰安所まで連行した。オフエルネさんはその後起こったことを

窮地に追い込まれたねずみと猫のように、男はわたしをもて遊びました。・・・重い

体でわたしにおおいかぶさり、押さえつけました。必死になって抵抗し、蹴ったり、引っかけたりしましたが、相手はあまりに強すぎます。レイプされるわたしの目から涙がとめどなく流れました。・・・

と述べている [62、p178～180]。引用するのも心痛む話だが、私たち日本人には「つらい真実」を直視する義務があると考ええる。

そして南京大虐殺同様に、山ほどの証拠を前に証拠を出せと言い続ける人々もまた存在する。安倍現首相は「従軍慰安婦」について「官憲が家に押し入って人さらいのごとく連れていくというそういう強制性はなかった」といった発言をしているが(2007年3月5日参議院予算委員会)、世界で「従軍慰安婦」を問題にする人で「連行の種類」を問題にする人はいない。慰安所で「性奴隷」にされたことが問題なので、「従軍慰安婦」が「廃業の自由」「居住の自由」「外出の自由」「性交拒否の自由」を持たない「性奴隷」であったことは史料上疑うことはできない。また安倍氏のいう「狭義の強制連行」が朝鮮・台湾などで史料上確認できないにしても(植民地は日本の支配下にあり騙せばいいだけで「狭義の強制連行」は必要ない)、中国、東南アジア、太平洋地域の新占領地では、スマラン事件のような「狭義の強制連行」が多数確認できる [2]。

中国・韓国と違って「親日」(こんな言葉を使う人の頭が疑われるが)の台湾さえ、国会が「慰安婦問題」への謝罪・補償を日本政府に要求している。ILOや国連の人権理事会、女性差別撤廃委員会、社会権規約委員会、拷問等禁止委員会、自由権規約委員会が日本政府へ「慰安婦」問題の解決を要求している [2]。誰にも史実を変えることはできない。そして世界が「従軍慰安婦」の史実を記憶している。歴史修正主義者がいくら「従軍慰安婦」を消そうとしても、史実を消すことはできないのである。

#### 14 特攻隊員の思い (p243) : 日本軍人の特攻批判

13と同じ節の歴史ズームイン「昭和20年、戦局の悪化と終戦」に、「特攻隊員の思い」として、自ら特攻に志願した中尉の「そう簡単に勝てるなどとは思っていません。・・・われわれの生命は講話の条件にも、その後の日本人の運命にもつながっていますよ。そう、民族の誇りに・・・」といった言葉が紹介されている。

「特攻」について東京書籍教科書は1回言及するだけにとどまり [4、p213]、帝国書院教科書は言及しない。育鵬社教科書の「特攻」をセンチメンタルに顕彰しようとする姿勢は際立っている。そこには歴史的に「特攻」を把握しようとする姿勢がない。

私はかつて日本が敗戦前に行っていたいわゆる「特攻」とは、劣勢に立った側が自ら単純相殺戦略をとった、軍事的にはナンセンスなものであることを論じた [46]。そして小沢郁郎氏の名著『つらい真実 虚構の特攻隊神話』 [18] から、

#### ① ゼロ戦撃墜王・岩本徹造

(体当たり)戦法が全軍に伝わると、わが軍の士気は目に見えて衰えてきた・・・表向きは、みな、つくったような元気を装っているが、かげでは泣いている・・・上層部のやぶれかぶれの最後のあがきとしか思えなかった

② 桜花<sup>おうか</sup>特攻隊長・野中五郎

攻撃機として敵に到達することが出来ないことが明瞭な戦法を肯定することはいやだ。クソの役にも立たない自殺行為に部下を道づれにしたくない・・・

③ 銀河飛行隊長・鈴木瞭五郎

たとえこの戦法に成功しても、この決定的消耗戦法のあとを誰が引き受けるのだろうか・・・将来性のない暗い戦術・・・

といった、私見と合致する日本の軍人たちの血を吐くような言葉を引用した〔46、p167～168〕。

若者たちに「お前たちだけを死なせはしない、自分も続く」と特攻を強制した指揮者たちは、(大西瀧治郎や宇垣<sup>きとめ</sup>纏など)少数の例外を除いて生き残り、特攻を讃美することを生業<sup>なりわい</sup>とした〔18、p156～161〕。「特攻」とは劣勢に打つ手のなくなった天皇制国家の官僚たちが、誰にも文句がつけられないよう兵に生命を捨てさせた「天皇への言い訳」だったと私は考える。学徒兵として動員され生還した歌人・岡野弘彦氏は

神のごと 彼ら死にきと たはやすく 言ふ人にむきて 怒り湧<sup>お</sup>きくる

という歌をつくった〔15、p86〕。育鵬社歴史教科書の執筆者もまた「神のごと 彼ら死にきと たはやすく 言ふ人」ではないだろうか。

### 15 東京裁判についてのみかた (p256) : 日米合作劇だった東京裁判

第6章「現代の日本と世界」第1節「第二次世界大戦後の占領と再建」78「占領下の日本と日本国憲法」に「歴史ズームイン」として「東京裁判」が取り上げられ、「東京裁判についてのみかた」として、

このように、東京裁判では、日本の政治家・軍人たちが戦争犯罪者として裁かれました。日本政府も占領終了時に、東京裁判の判決を受け入れることを表明しました。その一方で、米ソなどの戦勝国に対しては、当時の国際法から見て戦争犯罪とされるものでも、罪に問われることはありませんでした。

東京大空襲や原爆投下などのアメリカ軍による都市空襲では、多くの一般市民の命がうばわれました。ソ連軍の満州侵攻でも、満州にすむ日本人への暴行や日本人将兵のシベリア抑留<sup>よくりゅう</sup>によって、多くの人々が被害を受けました。しかし、こうした戦勝国の行為を裁く裁判は行われませんでした。

そのほかに、東京裁判については、「平和に対する罪」を過去にさかのぼって適用したことの不当性を批判する意見があります。一方では、世界平和に向けて国際法の新しい発展を示した裁判として、積極的に肯定する」意見もあり、その評価は現在でも定まっています。

と述べられている。

東京裁判（極東国際軍事裁判）について東京書籍・帝国書院教科書は開廷された事実を記すだけで特に批評をしていない [4、p 227] [30、p 230]。育鵬社教科書の東京裁判への否定的評価に紙幅を割く姿勢は際立っている。

育鵬社教科書は部分的には正しいこともいっている。東京大空襲や広島・長崎への原爆投下などはアメリカによる戦争犯罪であり、そういったことが無視されたことはたしかに東京裁判の欠陥である。ただし「多くの一般市民の命がうばわれた」「都市空襲」は、南京や重慶に対し日本がアメリカに先駆けて行ったことであり [37]、アメリカの都市空襲を問題にするなら、それに先行した日本の都市空襲にも言及すべきである。これは相殺して思考停止しようということではない（それでは育鵬社教科書になってしまう）。日本の都市空襲もアメリカのそれも、ともに許されない行為であるということだ。

また、育鵬社教科書の記述では東京裁判の法理は「平和に対する罪」だけのように見える。日本に対し「当時の国際法から見て戦争犯罪」といった表現は、ここでも、また教科書の他の場所でも使われていない。しかし東京裁判の被告たちは、通常の戦争犯罪つまり「当時の国際法から見て戦争犯罪」を犯したことでも有罪にされたのであり [3、下巻 p 209～210]、そのことに言及しない「東京裁判についてのみかた」はごまかしである。さらに、東京裁判の欠陥としては731部隊や昭和天皇への訴追がなされなかったことも挙げられねばならないが [44、50]、育鵬社教科書はそういう事実には言及しない。

特に昭和天皇の訴追が避けられた背後には、天皇制を戦後政治に利用しようとしたアメリカの反民主主義的勢力と、天皇制を護持しようとする日本の保守勢力との緊密な協力があった。それを見出した吉田裕氏は、

・・・極東軍事裁判いわゆる東京裁判は、その開廷の当初から現在に至るまで、多分に政治的・イデオロギー的な色彩をおびた激しい論争の対象となってきた。・・・

しかし、敗戦後すでに半世紀ちかい歳月が流れ、裁判に関する資料の公開によって裁判の実態がかなり明らかになってきている今日、こうした当・不当論争の枠組みだけにこだわり続けることには、あまり意味がない。なぜなら、近年公開がすすんでいるアメリカ側の諸資料が教えているように、東京裁判は、一面では日本の保守勢力の水面下における積極的な協力をえながら行われた、その意味での「国際裁判」であり、そこでは、「アメリカ対日本」「連合国対日本」という単純で硬直した対立の図式は、ほとんど意味を持たないからである。

と述べられている [61、p173～174]。昭和天皇の死後、その存在が世に知らされた『昭和天皇独白録』も、「昭和天皇は太平洋戦争開戦には責任がないが、戦争終結には功績があった」という苦しい主張を、アメリカ側の天皇擁護勢力に向かって弁明する理論武装の草稿だったことが判明している [33、49、61]。

東京裁判とは、昭和天皇の訴追を避け戦争責任をうやむやにすることにおいて、日米保守勢力の<sup>がっさくげき</sup>合作劇であった。「単純で硬直した対立の図式」しか意識できない育鵬社教科書の東京裁判批判は、「ほとんど意味を持たない」ものである。

## 16 国民とともに歩んだ昭和天皇 (p257) : 史実に反する昭和天皇礼賛

15と同じ節の「人物クローズアップ」に「国民とともに歩んだ昭和天皇」として、

・・・自分の考えと異なる政府の決定であっても、天皇は立憲君主として、これを認めることが原則となっていました。

ただし、1936（昭和11）年に二・二六事件がおきたときは、天皇は事件をおこした将校に同情的な意見をしりぞけ、<sup>ちんあつ</sup>鎮圧を求めました。

日米関係が<sup>きんぼく</sup>緊迫していた1941（昭和16）9月の午前会議では・・・平和を願う明治天皇の<sup>ぎよせい</sup>御製（天皇の和歌）を読み上げ・・・結局、開戦を回避できず・・・<sup>せんせん</sup>宣戦の<sup>しやうしよ</sup>詔書（天皇の出す公文書）を発しました。

・・・マッカーサーは天皇が命乞いに来たと思いました。

ところが、天皇の言葉は、私の身はどうなろうとかまわないから、国民を救ってほしいというものでした。・・・

といったことが書かれている。

東京書籍・帝国書院教科書ともに昭和天皇に対する人物評など載せていない。育鵬社教科書が昭和天皇賛美に1ページを割いているのは異様である。そしてその賛美の内容は歴史の事実に反する。

「自分の考えと異なる政府の決定であっても・・・立憲君主として、これを認めることが原則となっていました」とは東京裁判に戦犯として訴追されることを避けるため考え出された、虚構の言い訳にすぎない。大日本帝国憲法第1条「大日本帝国ハ万世一系ノ天皇之ヲ統治ス」第11条「天皇ハ陸海軍ヲ統帥ス」から分かるように [10]、天皇は「自分の考えと異なる政府の決定政府」に介入し変更させることができた。育鵬社教科書の記述でも二・二六事件を鎮圧させたことを認めている。昭和天皇自身が、アメリカの支配層への弁明下書きだった『昭和天皇独白録』で1937年中戦争勃発時のとき

当時上海の我陸軍兵力は甚だ手薄であった。・・・二ヶ師の兵力では上海は悲惨な目

に遭ふと思ったので、私は盛に兵力の増加を督促した・・・

ことを認めている [33、p44]。「自分の考えと異なる政府の決定政府」に遠慮などして  
いない(『昭和天皇独白録』はアメリカの支配層への弁明を意図したもので、アメリカ  
への戦争責任には神経質になっているが、アジアに対する戦争責任には油断があり、このよ  
うな「告白」がなされたのであろう)。上海への増派は天皇の意志どおり決まった(その結  
果として南京事件が起こった)。天皇の意志は最大限に尊重されたのである。太平洋戦争開  
戦の最終決断も、天皇によってなされたことに疑問の余地はない。

昭和天皇は「私の身はどうなろうとかまわないから、国民を救ってほしい」といったとい  
う。言葉では何ともいえる。ほんとうにそう思っていたかどうかは、言葉ではなく行為から  
判断すべきことである。よく知られているように1945年2月、近衛文麿は、ただちに戦  
争の終結に踏み切ることを天皇に上奏し、天皇は「もう一度戦果を挙げてからでないとなか  
なか話はむずかしいと思う」としてこれを退けた [25、44、61]。天皇が望んだ「戦  
果」は挙がらず、沖縄戦が戦われ、広島・長崎に原爆が落とされた後に、ようやく天皇は降  
伏を決断した。昭和天皇がすみやかに降伏を決断していれば、沖縄・広島・長崎の犠牲者は  
存在せず済んだ。昭和天皇の「私の身はどうなろうとかまわないから、国民を救ってほし  
い」という言葉は、彼の行為と矛盾している。

## おわりに

こうして「はじめに」で述べたように、育鵬社歴史教科書が、史実と歴史学の成果を無視  
した記述に満ち、幼稚な自画自賛に引きこもったテキストであることが、お分かりいただけ  
たかと思う。おかしな記述が歴史修正主義とあまり関係がない部分でも見られることは、現  
代において歴史修正主義者となるためには教養の欠如が必要とされること<sup>あかし</sup>の証と思われる。

このようなテキストを教科書としてなされる教育とは何だろうか。ある数の子どもは教  
科書の幼稚さに気づくだろうし、気づかずに鵜呑みにする子どもは世界に出たとき歴史を  
知らない無教養を軽蔑されるだろう。本稿のサブタイトル「幼稚な自画自賛に引きこもって  
何になる」があまりにもふさわしく思えるのは悲しい。

本稿で論じたかった項目で取り上げなかったものも多い。その中で、領土問題や日本国憲  
法は姉妹稿「育鵬社公民教科書を読む」で論じたので参照していただければ幸いである。

## 参考文献

- [1] I・フィンケルシュタイン、N・A・シルバーマン著、越後屋朗訳『発掘された聖書』  
教文館2009
- [2] アクティブ・ミュージアム「女たちの戦争と平和資料館」(wam) 編著  
『日本軍「慰安婦」問題すべての疑問に答えます。』合同出版2013
- [3] 朝日新聞東京裁判記者団『東京裁判』(全2冊)朝日文庫1995

- [4] 『新しい社会 歴史』東京書籍2015
- [5] 甘粕健・春日真実編『東日本の古墳の出現』山川出版社1994
- [6] アルベルト・シリオッティ著、矢島文夫監訳、吉田春美訳『ピラミッド』河出書房新社1998
- [7] 石田尚豊編集代表『聖徳太子事典』柏書房1997
- [8] 李舜臣著、北島万次訳注『乱中日記』（全3巻）平凡社東洋文庫2001
- [9] 伊東俊太郎『十二世紀ルネサンス』講談社学術文庫2006
- [10] 伊藤博文著、宮沢俊義校註『憲法義解』岩波文庫1940
- [11] 井上直樹『帝国日本と＜満鮮史＞』塙書房2013
- [12] 井上晴樹『旅順虐殺事件』筑摩書房1995
- [13] 宇治谷孟『日本書紀 全現代語訳』講談社学術文庫（全2巻）1988
- [14] M・I・フィンリー著、下田立行訳『オデュッセウスの世界』岩波文庫1994
- [15] 大岡信『折々のうた』岩波新書1980
- [16] 大林太良『神話の話』講談社学術文庫1979
- [17] 奥脇直也・岩沢雄司編集代表『国際条約集2015年版』有斐閣
- [18] 小沢郁郎『つらい真実 虚構の特攻隊神話』同成社1983
- [19] 小野賢二・藤原彰・本多勝一編『南京大虐殺を記録した皇軍兵士たち』大月書店1996
- [20] 笠原十九司『南京事件』岩波新書1997
- [21] 北島万次『秀吉の朝鮮侵略と民衆』岩波新書2012
- [22] 許光輝監修、みやぞえ郁雄まんが、平良隆久シナリオ『八田與一』小学館2011
- [23] 金文子『朝鮮王妃殺害と日本人』高文研2009
- [24] 倉野憲司校注『古事記』岩波文庫2007
- [25] 近衛文麿『最後の午前会議／戦後欧米見聞録』中公文庫2015
- [26] 近藤義郎『前方後円墳の起源を考える』青木書店2005
- [27] 斎藤充功『日台の架け橋・百年ダムを造った男』時事通信社2009
- [28] 坂本太郎『聖徳太子』吉川弘文館1985
- [29] 桜井英治『室町人の精神』講談社2001
- [30] 『社会科 中学生の歴史』帝国書院2015
- [31] ジャワーハルラル・ネルー著、大山聰訳『父が子に語る世界歴史4』みすず書房2002
- [32] 周婉窈著、濱島敦俊監訳、石川豪・中西美貴・中村平訳『増補版 図説 台湾の歴史』平凡社2013
- [33] 『昭和天皇独白録』文春文庫1995
- [34] 白崎昭一郎『広開土王碑文の研究』吉川弘文館1993
- [35] 『新共同訳 聖書』日本聖書協会2012

- [36] 『新編 新しい日本の歴史』 育鵬社 2015
- [37] 戦争と空爆問題研究会編 『重慶爆撃とは何だったのか』 高文研 2009
- [38] 高田良信 『法隆寺の謎と秘話』 小学館ライブラリー 1993
- [39] 武田幸男 『高句麗史と東アジア』 岩波書店 1989
- [40] 涂照彦 『台湾の経済』 福村出版 2010
- [41] 中塚明 『歴史の偽造をただす 戦史から消された日本軍の「朝鮮王宮占領」』  
高文研 1997
- [42] 中塚明 『これだけは知っておきたい 日本と韓国・朝鮮の歴史』 高文研 2002
- [43] 南京事件調査研究会編 『南京大虐殺否定論 13のウソ』 柏書房 1999
- [44] ハーバート・ビックス著、吉田裕監修、岡部牧夫・川島高峰・永井均訳 『昭和天皇』  
(全2巻) 講談社 2002
- [45] 朴天秀 『伽耶と倭』 講談社 2007
- [46] 半沢英一 『雲の先の修羅—『坂の上の雲』 批判』 東信堂 2009
- [47] 半沢英一 『邪馬台国の数学と歴史学』 ビレッジプレス 2011
- [48] 半沢英一 『天皇制以前の聖徳太子』 ビレッジプレス 2011
- [49] 東野真著、栗屋憲太郎・吉田裕解説 『昭和天皇 二つの独白録』 NHK出版  
1998
- [50] 広河隆一 『エイズからの告発』 徳間書店 1992
- [51] 平田篤胤著、山田孝雄校訂 『古史徴開題記』 岩波文庫 1936
- [52] 藤原彰 『南京の日本軍』 大月書店 1997
- [53] 古川勝三 『台湾を愛した日本人 土木技師八田與一の生涯』 創風社出版 2009
- [54] ふるさと偉人絵本館編集委員会編  
『よいつつあん夢は大きく～台湾の「ダム之父」・八田與一～』  
北國新聞社 2007
- [55] 宮脇淳子 『モンゴルの歴史』 刀水書房 2002
- [56] 陸奥宗光著、中塚明校注 『新訂 蹇蹇録』 岩波文庫 1983
- [57] 本居宣長 『古事記伝』 日本名著刊行會 (全6巻、非売品) 1930
- [58] 矢島文夫訳 『ギルガメシュ叙事詩』 ちくま学芸文庫 1998
- [59] 山尾幸久 『古代の日朝関係』 塙書房 1989
- [60] 柳成龍著、朴鐘鳴訳注 『懲毖録』 平凡社東洋文庫 1979
- [61] 吉田裕 『昭和天皇の終戦史』 岩波新書 1992
- [62] 吉見義明 『従軍慰安婦』 岩波新書 1995
- [63] 吉見義明・川田文子 『「従軍慰安婦」をめぐる30のウソと真実』 大月書店  
1997
- [64] リチャード・ドーキンス著、垂水雄二訳 『進化の存在証明』 早川書房 2009

# 育鵬社公民教科書を読むー考えない臣民だらけの日本で良いのかー

半沢英一

## 目次

### はじめに

- 1 よき国際人であるためには、よき日本人であれ (p 13) : 「よき国際人」の実像
- 2 現代社会の文化と私たちの生活 (p 24~37) : 憲法違反の神道教育
- 3 大日本帝国憲法と日本国憲法 (p 48~49) : 国際民主主義と日本国憲法
- 4 基本的人権の尊重 (p 54~55) : 「基本的人権」と詐称する「臣民的義務」
- 5 平和主義 (p 56~57) : 「解釈改憲」前政府見解の隠蔽
- 6 領土を取り戻す、守るということ (p 176~179) : ポツダム宣言の忘却
- 7 国歌「君が代」の意味 (p 181) : 「主権在民」を否定する臣民の歌「君が代」
- 8 北朝鮮による日本人拉致事件 (p 182~183) : 政治利用される「人権」

### おわりに

### 参考文献

### はじめに

本稿は、2015年に石川県小松市・加賀市が中学校公民教科書として採択した『新編 新しいみんなの公民』[13] (以下「育鵬社公民教科書」と略称する) から、注意すべき項目を選択・検討することにより、それが国際人権論や日本国憲法に反し、国家権力や大資本に都合のよい「考えない臣民」を造ろうとしていることを分かりやすく解説したものである。

紙幅の制限で取り上げた項目は少ないが、育鵬社公民教科書の問題点や、対抗する立脚点の提示は出来たと考える。育鵬社公民教科書は、2006年「改正」教育基本法[30]、道徳の教科化、自民党憲法「改正」草案[25]といった一連の国家主義的・新自由主義的思想統制政策の一環である。また同じく育鵬社歴史教科書の歴史修正主義とも深い関係を持つ。道徳の教科化については拙著[23]、育鵬社歴史教科書については姉妹稿「育鵬社歴史教科書を読む」を参照されたい。

本稿は育鵬社教科書の使用を強制される先生方の参考になることを主目的として書かれた。しかし上に述べたように、教育統制の一連の動きは問題を共有しており、一般の方にも読んでいただく意味を持つと思う。日本の教育・人権・民主主義に関心を持つ多くの方に本稿を読んでいただくことを希望してやまない。

### 1 よき国際人であるためには、よき日本人であれ (p 13) : 「よき国際人」の実像

第1章「私たちの生活と現代社会」第1節「私から見える現代の日本社会」1「世界とかわる私」のコラムに、「よき国際人であるためには、よき日本人であれ」と題し、「曾野綾子著『夫婦口論』から抜粋」として、

私は母校の<sup>せいしん</sup>聖心という学校で、「日本人」というものを<sup>てつてい</sup>徹底して教えられました。・・・

先生が「どうぞ」っておっしゃるの。レディーファーストですね。・・・私は気が短いものだから、「では」と言って先に<sup>ろうか</sup>廊下に出ちゃった。

そうしたらイギリス人のお年寄りのシスターが見ていたらしく、すごく<sup>しか</sup>叱られた。彼女らが言ったのは「To be international, be national」ということでした。つまり、よい国際人になろうと思ったら、まずその国の人として立派になりなさいと教えられたんです。

人は一つの国家にきっちり<sup>きぞく</sup>と帰属しないと、「人間」にもならないし、他国を理解することもできないんです。「地球市民」なんていうものは現実的にあり得ない。むしろそれぞれの違いを承認して、相手を困ったときに手助けするとか、違いを超えて相手を受け入れられる人がインターナショナルということだと思います。

ということが述べられている。

東京書籍の『新しい社会 公民』[2]、帝国書院の『社会科 中学生の公民』[12]（以下それぞれ「東京書籍教科書」「帝国書院教科書」と略称）といった他社の中学校公民教科書には「国家にきっちり<sup>きぞく</sup>と帰属しないと、「人間」にもならない」などといった主張は（当然ながら）ない。これは異様だけでなく間違った主張である。

イギリス人シスターの「To be international, be national」といった主張は「レディーファースト」程度の生活習慣ならそれほどの問題にはならない。しかし奴隷制・アパルトヘイト・カーストといった制度を前に平気で「To be international, be national」といえるならシスターの教養・見識・人間性が問題になろう。

「人は一つの国家にきっちり<sup>きぞく</sup>と帰属しないと、「人間」にもならない」というのは本当だろうか。日本の植民地統治に苦しむ台湾・朝鮮人民の側に立ち、死後に韓国から日本人として異例の建国勲章をもらった弁護士・布施辰治（1880～1953）は「人間」ではなかったのか[7][18、p86]。豊臣秀吉の朝鮮侵略（1592～1598）に義憤を抱き、朝鮮軍に投じて日本軍と闘った日本人「<sup>さやか</sup>沙也可」は「人間」ではなかったのか[10、p176～177]。イギリスの作家E・M・フォスター（1879～1970）は、

もし私が祖国を裏切るか、親友を裏切るか、そのどちらかを選択しなければならないとすれば、祖国を裏切るだけの気概を持ちたいと思う。

という有名な言葉を吐いている[3、p24]。人はあるときには「帰属する国」と戦わねば「人間」にはなれないのである。そういった極端な事例をいわないにしても、グローバル化した現代で「帰属する国」を意識せず立派に生きている人はいくらでも見出せる。「人は

一つの国家にきっちりと帰属しないと、「人間」にもならない」というのは大嘘<sup>おおうそ</sup>である。

さらにここで注意されるべきは、「国家にきっちりと帰属」することによって「インターナショナル」になれたと称する曾野氏が、

もう20～30年も前に南アフリカ共和国の実情を知って以来、私は、居住区だけは、白人、アジア人、黒人というふうに分けて住む方がいい、と思うようになった。

という露骨な人種差別記事を書き（産経新聞コラム2015年2月11日）、南アフリカ駐日大使から抗議を受けるなど国際的な批判にさらされた人物であるということだ。「国家にきっちりと帰属」すると「他国を理解することもできない」し「インターナショナル」にもなれないことを曾野氏自身が示しているのだ。

国際人権論の基礎をなす世界人権宣言（1948）第1条は、

すべての人間は、生れながらにして自由であり、かつ、尊厳<sup>そんげん</sup>と権利とにおいて平等である。人間は、理性と良心とを授けられており、互いに同胞の精神をもって行動しなければならない。

としている [8、31、34]。つまり人間は「理性」と「人類同胞の精神」で生きねばならないとしている。「国家へのきっちりとした帰属」は「理性」と「人類同胞の精神」を捨てなければできない。それは国際人権論に反した生き方である。

## 2 現代社会の文化と私たちの生活（p 24～37）：憲法違反の神道教育

1と同じ章の第2節「現代社会の文化と私たちの生活」において、1「文化の意義と影響」では「宗教も文化の中で大切な位置を占めています」「宗教的行事への寛容性や多様性が見られます」とされている（p 20）。また2「日本の伝統文化」では、

日本人は古くから自然を信仰し、祖先の霊をまつる神道を大事にしてきました。・・・

のちに、仏教が伝わると、その教えを融合し、お盆や春・秋の彼岸に祖先を祭るようになりました。

これらは、神社の祭礼や民俗信仰、年中行事だけでなく、皇室の文化や祭祀（神仏や祖先をまつること）の大きな特色でもあります。

・・・

伝統文化から、私たちは受け継がれた深い精神性や人としての礼儀や生き方などを学ぶことができます。それは、日本人が長い歴史を通じてつちかひ、はぐくみ、伝えてきた日本人の心でもあります。その心を現在の私たちが受け継ぎ、身につけること

が大切なのです。

とされている（p 26～27）。この節の最後は4ページにわたって「身近な祭りを調べてみよう」ということに費やされている（p 34～37）。

育鵬社教科書では多大な紙幅が神道や神社に費やされているが、東京書籍・帝国書院教科書には神道・神社に関してまとまった記述もない。育鵬社教科書の神道・神社に対する扱いは異様である。そしてその記述には執筆者の無知無学によると思われる、多くの間違いがある。

第一に、「皇室の文化や祭祀」に「神仏や祖先をまつこと」とあるが、明治以降の「皇室の祭祀」に仏教は含まれない。そのことは、1898年（明治31年）の山階宮<sup>やましなのみや</sup>晃親王<sup>あきらしんのう</sup>の葬儀が、仏教を望む遺言を無視して神式で行われたことなどに示されている〔33、p 66〕。

第二に、「日本人は古くから自然を信仰し、祖先の霊をまつる神道を大事にしてきました」というが、古代から現代までの「神道」（神祇祭祀）には次のように複雑な変遷があり、こんな単純な総括ができるわけがない。

- ① 原始的段階の「神道（神祇祭祀）」の「祖先」とは村落共同体全体の祖先だったと考えられ、後世の「家系的祖先」とは断絶がある〔29〕。
- ② 仏教伝来以前の「神道（神祇祭祀）」とは前方後円墳による祭祀的統合を支えたイデオロギーだったはずであり、前方後円墳造営停止後の国家的秩序を求めた『古事記』『日本書紀』段階の「神道（神祇祭祀）」とは大きく異なったもののはずである〔22〕。
- ③ 仏教と「神道」の関係は「仏教が伝わると、その教えを融合」したといったものではなく、前方後円墳廃止に仏教の世界宗教としての威信が利用されたと思われる〔22〕。
- ④ 律令国家になってからは仏教の圧倒的優位に「神道」がすり寄る形で「神仏習合」がなされた〔35〕。白山信仰のように、仏教の僧（泰澄<sup>たいちよう</sup>）によって開基された「神道（神祇祭祀）」さえ在る〔11〕。
- ⑤ 明治維新後の廃仏毀釈<sup>はいぶつきしやく</sup>によって、明治以後の「神道」はそれまでの「神仏習合」の「神道」から激変した〔33〕。

第三に、「日本人が長い歴史を通じてつちかい、はぐくみ、伝えてきた日本人の心」というが、廃仏毀釈では、

廃滅の対象は仏のように聞こえるが、しかし、現実に廃滅の対象となったのは、国家によって権威づけられない神仏のすべてである。・・・

・・・

・・・ 仏教よりもさらにきびしく抑圧されたり否定されたりされなければならなか

ったのは、民俗信仰であった。

というように、明治政府は「宗教的行事への寛容性」なしに、庶民の素朴な信仰を叩き壊して国家神道を創出した [33、p 6～8]。弁財天（<sup>べんさいてん</sup> 仏教の守護神で神道の神ではない）の聖地だった竹生島（<sup>ちくぶしま</sup>）が無理やり神社にされたような例もある。「神道」が「日本人が長い歴史を通じてつちかい、はぐくみ、伝えてきた日本人の心」だというのは歴史事実と反する。

第四に、「伝統文化から、私たちは受け継がれた深い精神性や人としての礼儀や生き方を学ぶことができます」というが、「<sup>いぬじにん</sup> 犬神人」などから分かるように「神道」は部落差別と密接な関係があった [6]。無批判な「神道」賛美は現代の人権思想と反する。

以上のように育鵬社教科書の記述には多くの問題がある。しかしこの節の最大の問題は、「祖先の霊をまつる神道」「日本人が長い歴史を通じてつちかい、はぐくみ、伝えてきた日本人の心」を「現在の私たちが受け継ぎ、身につけることが大切なのです」としていることにある。これは政教分離を規定した日本国憲法第20条3項、

国及びその機関は、宗教教育その他いかなる宗教的活動もしてはならない。

に明らかに違反している [5]。育鵬社教科書は憲法違反のテキストである。

### 3 大日本帝国憲法と日本国憲法（p 48～49）：国際民主主義と日本国憲法

第2章「私たちの生活と政治—日本国憲法の基本原則—」第1節「日本国憲法の基本原則」  
2「大日本帝国憲法と日本国憲法」に、「大日本帝国憲法の制定」として、

・・・政府は伊藤博文らを中心に欧米の憲法を調査研究するとともに、日本の歴史や伝統、<sup>くにがら</sup> 国柄の研究を行い、約8年の歳月（<sup>さいげつ</sup>）をかけて、1889（明治22）年、大日本国憲法として公布しました。

この憲法では・・・日本は万世一系（<sup>ばんせいいつけい</sup>）の天皇が統治する立憲君主制（<sup>りっけん</sup>）であることを明らかにしました。・・・

・・・

また、国民には法律の範囲内で権利と自由が保障（<sup>ほしょう</sup>）されました。

この憲法は、アジアで初めての本格的な近代憲法として内外ともに高く評価されました。

とあり、「日本国憲法の制定」として、

1945（昭和20）年に日本はポツダム宣言を受け入れ、第二次世界大戦が終わり

ました。・・・

連合軍最高司令官マッカーサーは、憲法の改正を日本政府に求め、政府は大日本帝国憲法をもとに改正案を作成しました。しかし、連合軍総司令部（GHQ）はこれを拒否し、自ら1週間で憲法草案を作成したのち、日本政府に受け入れるようきびしく迫りました。

日本政府は英語で書かれたこの憲法草案を翻訳・修正し、改正案として1946（昭和21）年6月に帝国議会に提出しました。改正案は、一部の修正を経たのち、11月3日に日本国憲法として公布され、翌年5月3日から施行されました。日本国憲法は戦後の政治原理として国内はもちろん、国外にも広く受け入れられました。

とある。

東京書籍・帝国書院教科書が大日本帝国憲法に批判的であるのに対し、育鵬社教科書はそれを賛美する。大日本帝国憲法と日本国憲法を対照し、前者は日本が主体的に「伝統」「国柄」を考慮し「約8年の歳月をかけて」成立したのに対し、後者はGHQが、たった「1週間で」作成した「英語で書かれた」草案を「翻訳・修正」したとされる。ナショナリズムでしか物事を考えられず、憲法の実質を考えられない人々に、だから自主憲法を制定しなければならないというメッセージが発せられている。また、大日本帝国憲法における権利と自由の法律による制限を「法律の範囲内で権利と自由が保障されました」とあいまいにし、「アジアで初めての本格的な近代憲法として内外ともに高く評価されました」と賛美している。「自主憲法」は大日本帝国憲法をモデルにすべきとのメッセージも発せられている。

たしかに日本国憲法草案は、高野岩三郎・鈴木安蔵等の憲法研究会案の影響などがあったとはいえ、GHQ民政局内の憲法草案作成グループによって造られたものである。しかし同グループは当代一流の知識人から構成され、そこで書かれた草案もレベルの高いものであった。そして草案に拒絶反応を示した日本政府が最終的に屈服したのは、（育鵬社教科書は書くのを避けているが）マッカーサーから「拒否すれば草案を直接国民に示す」と脅かされたからであり、さらにこの憲法は帝国議会で約3か月の審議を経た上で成立している〔9〕。日本国民の民意を無視して成立した憲法とはいえないのである。

日本国憲法の三大原則は「主権在民」「基本的人権」「平和主義」だが、すべて大日本帝国憲法では否定されていた〔4〕。日本国憲法は、日本の支配層には押し付けられたものだが、一般国民にとってはGHQ民政局に代表される「国際民主主義」から贈られたものだったといえる。例えば日本国憲法における「男女の平等」は、一般的に差別を禁じた14条だけでなく、婚姻に関して男女平等を詳細に規定した24条によって保障されている。この24条は、少女時代を日本で過ごし日本女性の悲惨な無権利状態を知っていたベアテ・シロタという若い女性の尽力によったことを我々は知っている〔9、27〕。24条は「日本国憲法は国際民主主義からの贈り物」であることの象徴である。

なお憲法28条を否定し公務員から争議権を奪った政令201号体制（1948）は、マ

ッカーサー書簡によるものであった [16、20]。これこそアメリカの押しつけなのに、現在も続く政令201号体制に押し付けキャンペーンがなされていない。なぜなら「政令201号体制」はアメリカの反動勢力から日本国民へ押し付けられたものであったが、日本の支配層には贈り物だったからである。

二つの世界大戦を経験した人類の中から、こんなことをやっていたら人類は終わりだという反省が生まれ（国連憲章前文）、「労働は商品でない」としたILOフィラデルフィア宣言（1944）、平和・人権・国際友好を国連の目的とする国連憲章（1945）、「戦争は人の心から生じるのだから、人は心に平和の砦を築かねばならない」としたユネスコ憲章（1946）、戦争を放棄した日本国憲法（1947）、人は理性と人類同胞<sup>じんるいどうほう</sup>の精神で生きねばならないとした世界人権宣言（1948）が生まれた [31、34]。日本国憲法は、このように国際人権論が形成される流れの中で生まれ、国際人権標準を満たす憲法である。育鵬社教科書などの改憲策謀は、日本を国際人権システムの脱落者とする愚かな試みである。

#### 4 基本的人権の尊重（p54～55）：「基本的人権」と詐称する「臣民的義務」

3と同じ節の5「基本的人権の尊重」に、「基本的人権の保障」として、

日本国憲法は第3章で、自由権、法の下<sup>もと</sup>の平等、社会権、参政権、請求権などの基本的人権をすべての国民に保障すると定めています。

政治の最大の目的は、国民の生命と財産を守り、その生活を豊かに充<sup>じゅうじつ</sup>実させることにあります。したがってその基礎をなす基本的人権の保障と充実は、何より重要な政治目的のひとつとして位置づけられます。

人権保障の基本は、一人ひとりの人間をかけがえのない存在として大切にすること（個人の尊重<sup>そんちよう</sup>）であり、憲法はそのことを「立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする」（13条）と表しています。

とされ、2ページの残りは「公共の福祉による制限」「国民の義務」「自由・権利の保持の責任とその濫用の禁止」「公共の福祉による基本的人権の制限」など、権利が無条件のものでないことの記述に費やされている。

育鵬社教科書における「基本的人権」の「解説」は、「基本的人権」という名で「臣民的義務」を刷り込もうとする、欺瞞<sup>ぎまん</sup>に満ちた試みである。

第一に、「一人ひとりの人間をかけがえのない存在として大切にすること」といったあいまいな表現は、国家の考えを個人に押し付けることを許容する。それは「個人の尊重」ではない。「一人ひとりの人間の個性・思想・尊<sup>そんげん</sup>厳を大切にすること」が「個人」の尊重なのだ。

東京書籍教科書の「基本的人権」部分には「人権の保障は、一人ひとりの個性を尊重し、尊厳をもって人間らしくあつかうという「個人の尊重」の原理（憲法第13条）にもとづいています」とされ [2、p40]、帝国書院教科書の「基本的人権」部分には「基本的人権

という考え方の根本には、一人ひとりの人格をかけがえのないものとして尊重し、生き方を大切にする個人の尊重があります」とされている [12、p 41]。両教科書の記述は「一人ひとりの人間の個性・思想・尊厳」の尊重と同意義であり、育鵬社教科書のような欺瞞的な言い換えをしていない。

第二に、「基本的人権」とはすべての人間に無条件に与えられるといった表現がなく、2ページの大部分が「基本的人権は制限される」というキャンペーンに割かれている。「恣意的に逮捕・拘束されない」「拷問を受けない」「公正な裁判を受けられる」といった権利が「極悪人あくにん」にも保障されているように「基本的人権」はすべての人間に無条件に与えられているとしなければ、本来の意味を失う。

日本国憲法には「子どもに普通教育を受けさせる義務」(26条)、「勤労の義務」(27条)、「納税の義務」(30条)、「天皇・大臣・国会議員等の憲法尊重・擁護義務」(99条)と四カ所に「義務」が書かれているが [5]、これらはいずれも「基本的人権」の条件としての「義務」ではない。育鵬社教科書が「公共の福祉による制限」として挙げている、「表現の自由」を制限する「破壊活動防止法」「公職選挙法」や、「労働基本権」を制限する「国家・地方公務員法」などは、それら自体、日本国憲法や国際人権論との整合性を持たず違憲と思われる法律であり、だまされてはならない。「基本的人権」の制限は他者の「基本的人権」と矛盾するとき「公共の福祉」を名目としてなされるだけで、その制限もできるだけ慎まねばならないというのは人権論の基本である。

東京書籍教科書「基本的人権」部分には「だれもが持っている人権」という段があり [2、p 40]、帝国書籍教科書「基本的人権」部分には「基本的人権は、国家や憲法によって与えられるものではなく、すべての人が生まれながらにして認められるべき権利です」とされ [12、p 41]、育鵬社教科書のようなごまかしをしていない。

第三に、「基本的人権」とは国家権力によって与えられるものではなく、国民が国家権力に護らせるものだという視点が示されていない。逆に「日本国憲法は・・・基本的人権をすべての国民に保障すると定めています」とか「基本的人権の保障と充実は、何より重要な政治目的のひとつとして位置づけられます」といった、「基本的人権は国家によって与えられたものだ」ということを刷り込む努力が露骨である。

東京書籍教科書「基本的人権」部分には「人権の保障は、第一に国家に向けられています。国家に対して、個人を尊重して自由な活動や幸福で平和な生活を実現することを要求しているのです」とされ [2、p 40]、帝国書院教科書 [基本的人権] 部分には「基本的人権は、国家や憲法によって与えられるものではなく・・・基本的人権は国民の不断の努力によって保持しなければならない(第12条)」とされ [12、p 41]、ともに「国家権力に護らせる」視点が見られ、育鵬社教科書のようなごまかしは行われていない。

育鵬社教科書は「基本的人権」の精神を骨抜きにし、「臣民的義務」を子どもに刷り込むようにする反人権、反民主主義のテキストである。

## 5 平和主義 (p 56～57) : 「解釈改憲」前政府見解の隠蔽

3、4と同じ節の6「平和主義」の「第9条と自衛隊」の項に、

主権国家には国際法上、自衛権があるとされ、世界各国は相応の防衛力をもっています。・・・

自衛隊は日本の防衛には<sup>ふかけつ</sup>不可欠であり、また災害時の救助活動などでも国民から大きく期待されるとともに信頼されています。

しかし、日本国憲法第9条には「戦力」の不保持がうたわれています。・・・

政府は、ここでいう戦争とは「他国を侵攻する攻撃」をさし、「自国を守る最低限度の戦闘」までも禁じているものではなく、自衛のための必要最小限度の実力をもつことは憲法上許されると解釈し、自衛隊を憲法9条に違反しないものと考えています。

とされ、その横に「集団的自衛権」の注があって、

国際連合憲章第51条で保障されている権利です。個々の国が自分の国を守る権利を個別的自衛権といいます。そして同盟など密接な関係にある国の防衛を支援し、おたがい協力しようとする権利を集団的自衛権といいます。

とされている。

育鵬社公民教科書のひどさはこれまでも見てきたところだが、この「平和主義」部分は(安倍内閣の戦争体制づくりに連動しているので当然ともいえるが)一段とひどい。最もひどいのは、憲法9条が「集団的自衛権」を容認するとした2014年の閣議決定以前の歴代内閣が、憲法9条は「個別的自衛権」は容認するが「集団的自衛権」は否定するという解釈を取り続けたことに、まったく言及しないことである。

それに言及すれば子どもに、「そんな大事な解釈の変更を国民投票はおろか国会審議にもかけず内閣の中だけの議論で決めて良いのか」、「憲法9条と集団的自衛権はやはり矛盾するのではないか」、「なぜ正々堂々と憲法9条の改正手続きをしないで、閣議決定などと姑息な手段をとるのか」、「こんな無理な動きはなぜなされているのか」といった疑問を抱かせるから、言及できないのだ。

東京書籍・帝国書院教科書における日本国憲法の平和主義を解説した部分〔2、p 38～39〕〔12、p 38～39〕には「集団的自衛権」の解説がない。集団的自衛権と憲法9条は相容れないので、これは自然な態度である。

育鵬社教科書の「集団的自衛権」の取り上げ方は欺瞞的というだけでなく解説にも問題がある。「協力しようとする権利」は日本語としておかしく「協力できる権利」だろう(どんな人が執筆しているのだろうか)。そのような細部のおかしさは問わないにして

も、国連憲章第2条の

3 すべての加盟国は、その国際紛争を平和的手段によって国際の平和並びに正義を危うくしないように解決しなければならない。

4 すべての加盟国は、その国際関係において、武力による威嚇又は武力の行使を、いかなる国の領土保全又は政治的独立に対するものも、また、国際連合の目的と両立しない他のいかなる方法によるものも慎まなければならない。

を無視して第51条「集団的自衛権」を「国際連合憲章第51条で保障されている権利です」と持ってくるのは、妥協による附則に過ぎない51条を大原則である第2条に優先させようとする倒錯である[8]。

ユネスコ憲章前文には「戦争は人の心の中から生まれるものであるから、人の心の中に平和のとりでを築かなければならない」という有名な言葉がある[8]。国連憲章を造った人々は、出来れば日本国憲法同様の戦争放棄原則をそこに入れたかったであろう。しかし現実の政治状況がそれを許さなかった。日本国民は、国民主権や基本的人権を贈られた恩義を国際民主主義に返すために、戦争放棄原則を死守し、それを地球全体に拡げる責務を負っているのではないだろうか。

## 6 領土を取り戻す、守るということ (p 176～179) : ポツダム宣言の忘却

第5章「私たちと国際社会の問題」第1節「国家と国際社会」2「国家とは何か」に、

竹島は、歴史的にも国際法上も明らかに日本固有の領土です。

北方四島（択捉島、国後島、色丹島、歯舞群島）は日本固有の領土です。

尖閣諸島が日本固有の領土であることは、歴史的にも国際法上も疑いなく、現に日本は有効に支配しています。

とあり、続く「理解を深めよう」の「領土を取り戻す、守るということ」には「北方領土—故郷に帰れない元島民」「竹島—捕らえられた漁民」「尖閣諸島—脅かされる実効支配」といったキャプションの項目が並べられ、

領土は国家主権の大事な要素ですから、こうした事件にきちんと対応し、日ごろから備えるとともに、外交的な努力などで相手の国や国際社会に日本の主張を理解してもらうことが必要です。

と結ばれている。

韓国、ロシア、中国などと問題になっている「領土」について、「明らか」「固有」「疑いもなく」といった断定的な主張が、「故郷に帰れない元島民」「捕らえられた漁民」「脅かされる実効支配」といった煽情的なキャプションを付けてなされている。「マーフィーの法則」風にいえば「力説されることほど根拠薄弱である」となろうか。相手国にもそれなりの論理はあるはずで、その検討もなしに日本だけが正しいと信じろという「教育」が、これから国際社会の中で生きなければならない子どもにふさわしいとは思えない。東京書籍・帝国書院教科書は領土問題に紙幅を割いておらず、それは問題の性格から妥当なことであり、育鵬社教科書の独善的、脅迫的、煽情的叙述は異様である。

歴史的事実として、北海道は先住民族であるアイヌの土地を奪いつつ、近世に日本領土とされたものである [17、26]。「北方四島」どころか「北海道」も単純に「日本固有の領土」とは言えない。尖閣列島は1895年、日清戦争の清に対する勝利が確定した段階で、竹島は日露戦争の渦中に日本領土に編入された [15、21、28、32]。これらも「日本固有の領土」とは言いがたいどころか、端的にいえば「日本の帝国主義的膨張において獲得された領土」である。これら領土の帰趨がどうあるべきかという問題とは別に育鵬社教科書の記述は主観的すぎる。

さらに「国際法」や「国際社会」については、日本が1945年の敗戦時にポツダム宣言を受け入れた現実がある。ポツダム宣言第8条は、

カイロ宣言の条項は、履行せらるべく、又日本国の主権は、本州、北海道、九州及四国並に吾等の決定する諸小島に局限せらるべし。

といい、そこで「履行せらるべく」とされたカイロ宣言（1943）には、

同盟国の目的は、一九一四年の第一次世界大戦の開始以後に日本国が奪取し又は占領した太平洋におけるすべての島を日本国からはく奪すること、並びに満州、台湾及び澎湖島のような日本国が清国人から盗取したすべての地域を中華民国に返還することにある。また、日本国は、暴力及び強欲により日本国が略取した他のすべての地域から駆逐される。

としている [8]。現在の国際社会の秩序は第二次世界大戦の結果を受けて成り立っており、そこでは日本のポツダム宣言受諾は既定の前提と見なされる。ポツダム宣言の内容を見れば、日本が「北方四島」「尖閣諸島」「竹島」を「固有の領土」として無条件に要求できるとは思いがたい。育鵬社教科書は領土問題に紙幅を割きながら、ポツダム宣言の日本領土を規定した条項に言及しない。言及すれば独善的、脅迫的、煽情的な「固有の領土」キャンペーンができなくなるからだ。

日本の領土問題を考えるとき、(その評価は別にして) ポツダム宣言及びそれが依拠するカイロ宣言を一読することは、最低の要件のはずだ。しかし、ほとんどの日本人が読んでいないし、その内容を知らない。数年前、孫崎享氏の「日本の領土問題」に関する講演会に出たとき、講演冒頭で孫崎氏が「この中でポツダム宣言やカイロ宣言を読んだ人は挙手してください」といったところ、100名近くいた聴衆の中で手を挙げたのは私と私の友人の2名だけであった。ポツダム宣言受諾を読みもしないで国際社会に訴えても諸外国の軽蔑を買うだけだ。「領土問題」は暫定的現状維持、平和的・学術的に交渉されるべきものであり、独善的、脅迫的、煽情的キャンペーンは慎まなければならない。

現代の国際社会で生きていくためには、世界近現代史や国際人権論の知識を持たねばならない。それを踏まえて初めて現代的社会的思考力を持つことができる。「領土問題」が先導される背景には、内政失敗の糊塗とか、他国の思惑とか、裏の事情が絡むのが普遍的である[28]。「領土問題」は人間の動物的帰属本能を刺激するので、社会的思考力を欠く人は容易に扇動され、本人の想像もしていない政治目的に利用される。そういう社会的迷走を防ぐには教育の質的充実が必要だが、育鵬社教科書はそれとは正反対のものをもたらす。

## 7 国歌「君が代」の意味 (p 181): 「主権在民」を否定する臣民の歌「君が代」

6と同じ節の3「国家と私たち」に、「理解を深めよう」のコラムとして「国家「君が代」の意味」があり、

君が代は 千代に八千代に さざれ石の  
巖いわおとなりて 苔のむすまで

「小石が大きな岩となり、その上に苔が生えるまで、いつまでも日本の国が栄えますように」という意味の日本国歌「君が代」は、32文字で表された世界でもっとも短い国歌です。

国歌は、国旗と同様に、その国そのものを代表するシンボルです。国家の斉唱に(演奏)にあたって、政治信条などにかかわらず、起立して敬意を表すのが国際的な慣例となっているのはこのためです。国歌は、その国の歴史、建国や政治の在り方、文化の中で生まれたその国の人々の「心の歌」なのです。

という解説がなされている。

ここには笑うべきごまかしがある。「君が代」は「日本の国」ではない「天皇の御代」である。「君が代」の意味は「小石が大きな岩となり、その上に苔が生えるまで、いつまでも天皇の御代が栄えますように」ということである。東京書籍・帝国書院教科書には当然ながら「君が代」に関するごまかしの記述などない。思考力のある子どもなら、すぐごまかしに気が付くはずだ。育鵬社教科書を書いた人びと、採用したがる人びとは、こんなごまかしを

子どもに見せて恥ずかしくないのだろうか。

「君が代」は「主権在民」を否定する臣民の歌である。また日本の過去の侵略戦争と不可分の歌である。「君が代」を強制しようとする妄動に対し、少人数（人間としての気骨がある人たち）とはいいながらそれに抵抗する動きが続く理由もそこにある [14]。

「国旗・国歌の尊重」は儀礼的慣習であり、「意見表明の自由」「思想・信条の自由」など基本的人権の上に置かれるべきものではない。アメリカでは、意見表明としての国旗焼き捨てを無罪とした最高裁判決まで出ている。憲法学者・樋口陽一氏は、

一九八九年の六月にアメリカ合衆国の最高裁判所は、州法違反とされた国旗焼き捨てについて、国旗を焼き捨てるという行為は、その行為を通して、ある政治的な意見を表明しようとしているのであり、したがって、表現の自由の憲法上の保障を受ける行為なのだ、だからそれを一方的に処罰しようとする州法をそのまま機械的に適用して、有罪とすることはできない、という判決を出します。

とされている [24、p 32]。「君が代」に対する抵抗の正当性を、「思想信条の自由」「意見表明の自由」を定めた日本国憲法をふくむ国際人権論が支えているのだ。

## 8 北朝鮮による日本人拉致事件（p 182～183）：政治利用される「人権」

7の次の2ページの「理解を深めよう」に「北朝鮮による日本人<sup>ら</sup>拉致事件」として、横田めぐみさんなど北朝鮮による拉致事件が紹介され、「国際社会も大きな関心」というキャプションで、

拉致事件は国家主権の侵害であるとともに、重大な人権侵害として国際連合で問題になっています。国連総会や下部機関の人権理事会は、拉致事件など北朝鮮による人権侵害に強い心配を表明する決議を何度も採択しています。

とされている。

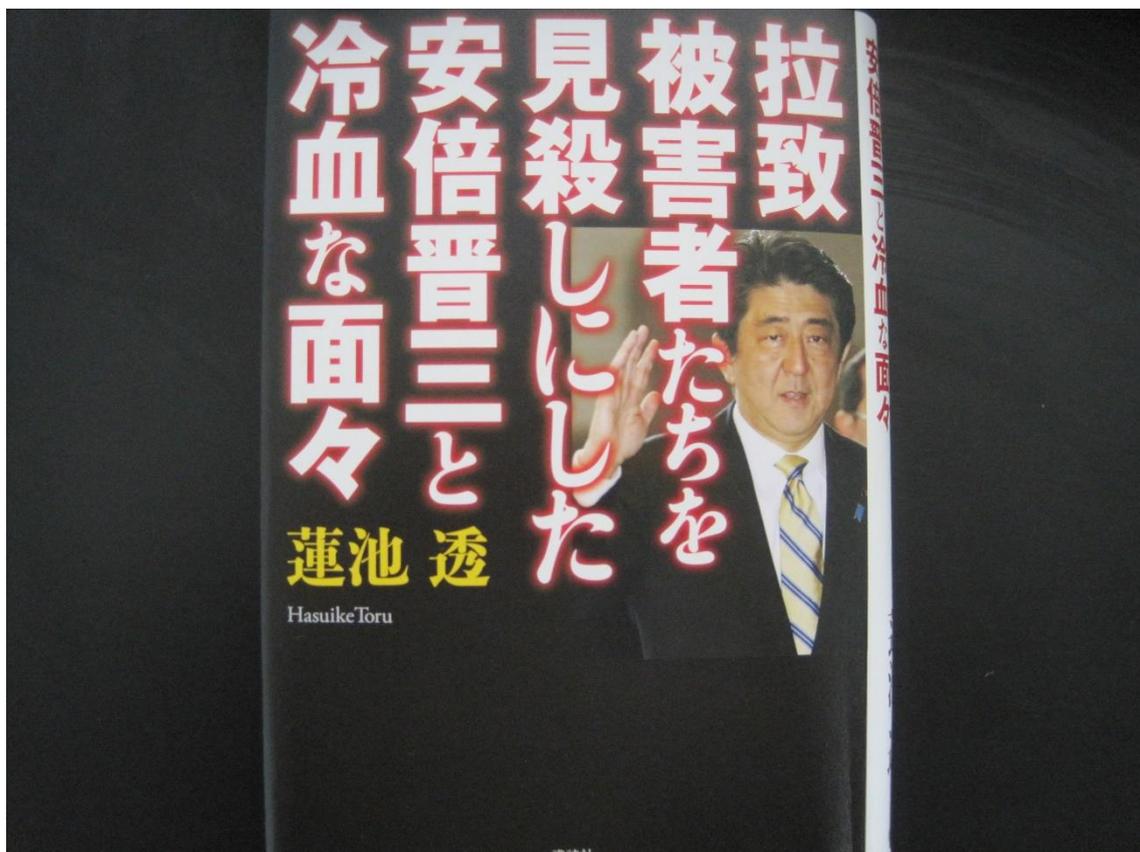
東京書籍・帝国書院教科書も、2002年の拉致被害者帰国の写真を掲げ、拉致問題に触れている [2、p 171] [12、p 173]。拉致問題は重大な人権侵害なので、それを取り上げることで自体に問題はない。しかし育鵬社教科書は拉致問題に上記2ページの他、表見開きに横田めぐみさんのご両親の会見写真、年表に「北朝鮮拉致被害者5人帰国」(p 21)、第2章第2節7「国際社会における人権」に拉致被害者帰国の写真を掲げるなど (p 79)、その扱いは量だけでも際立<sup>きわだ</sup>っている。

「国際社会も大きな関心」を寄せる人権問題は北朝鮮による拉致事件だけではない。日本による「従軍慰安婦」問題には、それ以上の関心が持たれている。ILOや国連の人権理事会、女性差別撤廃委員会、社会権規約委員会、拷問禁止委員会、自由権規約委員会が日本政

府へ「慰安婦」問題の解決を要求している [1]。そういった問題を取り上げず拉致問題のみをクローズアップする姿勢は、拉致問題を逆に貶<sup>おとし</sup>めている。2015年12月、拉致被害者家族の蓮池透さんは、安倍首相が拉致問題を政治利用していることを批判する本 [19] を上梓された (写真)。育鵬社教科書もまた拉致問題を国家主義教育の道具にしているのではないか。

念のため断っておくが、もちろん私は「慰安婦」問題があるから拉致問題について黙れと  
いっているわけではない (それでは育鵬社教科書になってしまう)。二つの問題は相殺<sup>そうさい</sup>されるべきではなく、ともに克服されるべき問題なのである。現代の公民教育にまず望まれるのは、相殺によって思考停止しようとする幼児的発想、自分だけが正しく、自分に反対する人は誤解しているとしか考えられない幼児的態度の克服を子どもに教えることであろう。育鵬社教科書がもたらすのは、それと正反対のことである。

#### 拉致問題の政治利用を批判した拉致被害者家族・蓮池透氏の近著 [19]



#### おわりに

こうして「はじめに」で述べたように、育鵬社公民教科書が国際人権論や日本国憲法に反し、国家権力や大資本に都合のよい「考えない臣民」を造ろうとしていることが了解いただけたかと思う。採用した項目が教科書の冒頭と末尾に集中した感があるが、それは育鵬社教

科書の問題点が、ナショナリズム、憲法、人権といった原理的部分と、領土問題、国旗国歌問題、拉致問題といったジャーナリスティックな部分にあることを反映している。

育鵬社公民教科書は、人権や民主主義に反し、独善的・煽情的記述に満ち、子どもを、社会的思考力を持たない臣民にしたてようとする悪質なテキストである。私たちは日本国憲法を含む国際人権論によってそれに抵抗しなければならない。

姉妹稿「育鵬社歴史教科書を読む」とともに、育鵬社教科書の問題点、対抗するための立脚点の提示はできたと考える。しかし紙幅の制限で論じられなかった項目も多い。より網羅的な批判を行う機会を待ちたい。

### 参考文献

- [1] アクティブ・ミュージアム「女たちの戦争と平和資料館」(w a m) 編著  
『日本軍「慰安婦」問題すべての疑問に答えます。』合同出版 2013
- [2] 『新しい社会 公民』東京書籍 2015
- [3] アマルティア・セン著、細見和志訳『アイデンティティに先行する理性』  
関西学院大学出版会 2003
- [4] 伊藤博文著、宮沢俊義校注『憲法義解』岩波文庫 1940
- [5] 井上正仁・山下友信編集代表『平成27年版ポケット六法』有斐閣 2015
- [6] 上杉聰『天皇制と部落差別』解放出版社 2008
- [7] 大石進『弁護士 布施辰治』西田書店 2010
- [8] 奥脇直也・岩沢雄司編集代表『国際条約集 2015年版』有斐閣 2015
- [9] 勝又進作画、古関彰一原作・監修『劇画・日本国憲法の誕生』高文研 1997
- [10] 北島万次『秀吉の朝鮮侵略と民衆』岩波新書 2012
- [11] 下出積與編『白山信仰』雄山閣 1990
- [12] 『社会科 中学生の公民』帝国書院 2015
- [13] 『新編 新しいみんなの公民』育鵬社 2015
- [14] 田中伸尚『ルポ 良心と義務 ―「日の丸・君が代」に抗う人びと』岩波新書  
2012
- [15] 内藤正中『竹島＝独島問題入門 日本外務省『竹島』批判』新幹社 2008
- [16] 中山和久『ILO条約と日本』岩波新書 1983
- [17] 浪川健治『アイヌ民族の軌跡』山川出版社 2004
- [18] 日中韓3国共通歴史教材委員会『第2版 未来をひらく歴史』高文研 2006
- [19] 蓮池透『拉致被害者たちを見殺しにした安倍晋三と冷血な面々』講談社 2015
- [20] 羽仁五郎『国会』光文社カップパブックス 1956
- [21] 半沢英一『雲の先の修羅―『坂の上の雲』批判』東信堂 2009
- [22] 半沢英一『天皇制以前の聖徳太子』ビレッジプレス 2011
- [23] 半沢英一『こんな道徳教育では、子どもたちが国際社会から孤立するだけ』

合同出版 2016 出版予定

- [24] 樋口陽一『もういちど憲法を読む』岩波書店 1992
- [25] 樋口陽一『いま、「憲法改正」をどう考えるか』岩波書店 2013
- [26] 麓慎一『近代日本とアイヌ社会』山川出版社 2002
- [27] ベアテ・シロタ・ゴードン著、平岡磨紀子構成・文『1945年のクリスマス』  
柏書房 1997
- [28] 孫崎亨『日本の国境問題』ちくま新書 2011
- [29] 益田勝美『古事記』岩波同時代ライブラリー 1996
- [30] 三上満・浦野東洋一・伊藤真ほか著『教育基本法「改正」後の教育』草土文化  
2007
- [31] ミシェル・R・イシェイ著、横田洋三監訳、滝澤美佐子・富田麻里・  
望月康恵・吉村祥子訳『人権の歴史』明石書店 2008
- [32] 村田忠禧『史料徹底検証 尖閣領有』花伝社 2015
- [33] 安丸良夫『神々の明治維新』岩波新書 1979
- [34] 横田洋三編『国際人権入門 [第2版]』法律文化社 2013
- [35] 義江彰夫『神仏習合』岩波新書 1996